厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

「障害者等の地域生活支援体制の充実に向けて」

令和８年度　障害者地域生活支援体制整備事業

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

障害者地域生活支援体制整備事業費（都道府県とのブロック会議等の開催）

令和８年度当初予算　11百万円（11百万円）※（）内は前年度予算額

1　事業の目的

障害者総合支援法の改正により、令和６年４月１日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

当該法改正を踏まえ、第７期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2　事業の概要・スキーム

・　国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、（自立支援）協議会の運営状況等）について調査を実施し、**現状及び課題について詳細に分析・把握。**

・　当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営のため、
国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。

※　令和８年度まで３年間の時限的な実施を想定

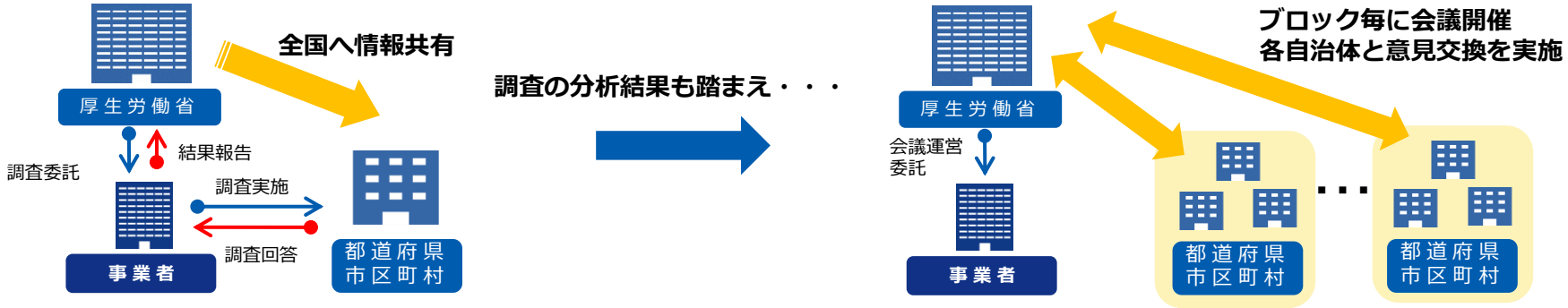

3　実施主体等

◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）

障害者地域生活支援体制整備事業（都道府県とのブロック会議・市町村オンライン研修の開催）

令和６年度

きっかけづくり

☑ 基幹・拠点・協議会の目指すべき方向性、令和６年度報酬改定や障害福祉計画の概要などを確認
☑ 全国の好事例を通じた基幹・拠点・協議会の連携の重要性や、機能させるための方法を学ぶ
☑ グループワークにより
（都道府県）「１年後の目標」と「具体的な取組」の議論し、担当者・関係者で共有
（市町村） 他自治体の課題や現状を共有し、各自治体の取組のヒントを得る

○ 各都道府県においては、今後の管内での推進方策の検討を行うとともに、各市町村職員等においても制度の趣旨や各事業の意義等の理解が深まり、地域の相談支援機関との連携の重要性を学ぶ機会となり、好評を得るものとなった

○ 都道府県に対しては管内の市町村向けの伝達研修等を依頼していたところ、これまでに複数の都道府県において管内市町村向け研修が開催されている状況。機運醸成や取組のきっかけづくりの一助となり、大きな成果となった

令和７年度

振り返りと実践

☑ 地域生活支援体制整備に取り組むためのツール（チェックリスト等）や参考情報を提供
☑ 積極的に取り組んでいる自治体からの事例を紹介（実践者の目線からのリアルな声の提供）
☑ グループワークにより
（都道府県）令和6年度に検討した「目標」と「取組」の進捗状況と現在抱える課題の共有や検討
（市町村） チェックリストで把握した現在の取組状況と課題について、他自治体と意見交換
都道府県への要望の取りまとめ ※チェックリストの結果と要望事項は、都道府県に共有

○ 事前動画視聴やチェックリストの活用により、可視化と共有化が促進されたことにより、市町村・都道府県ともに理解促進に繋がった
○ オンライン研修を先行実施し、ブロック会議に繋げることで市町村の現状を踏まえたブロック会議に繋がった

令和８年度

取組の継続・定着

☑ 本事業の最終年度につき、自治体における取組の継続・定着を後押しする ※チェックリストを次年度以降も継続利用可能なかたちに
☑ ブロック会議を「都道府県が管内市町村を継続支援するための実行計画を具体化する場」として位置づけ
☑ オンライン研修を「市町村が自地域で次に繋げる行動を明確にする場」として位置づけ
☑ グループワークにより
（都道府県）都道府県が管内市町村を継続支援するための実行計画を確定する場に
（市町村）自地域で次に取る行動を決め、実装化（設置・整備に加え、機能化に向けた取組）への契機となる場に

令和７年度　市町村オンライン研修アンケート結果（概要）

- オンライン研修（全4回開催）の参加者数は2,127名（市町村：940名　関係者：1,187名）
- 基幹相談支援センターの設置ならびに地域生活支援拠点等の整備状況に応じて参加日程を分け、かつ自治体の人口規模別に演習グループを設定して開催し、各日程とも研修で見えた課題や都道府県に期待すること等についてアンケートを実施。

基幹等の設置状況	事前学習の効果	自治体の課題	今後取り組みたいこと	都道府県との連携・期待
未設置・未整備	・制度的理解が深まった ・（基幹・拠点・協議会）の目的の再確認に繋がった ・設置プロセスの理解が出来た ・都道府県との連携が重要 ・ADV活用（特に大分県の例） ・高知県の地域アクセスが良い	・人材不足・社会資源不足 ・財源不足・ノウハウ不足 ・（自立支援）協議会の形骸化 ・各種情報の不足 ・担当者が他部署に説明できない ・官民協働が不足している ・広域設置の方法が分からない	・近隣自治体に広域設置の依頼 ・ADVの活用を検討する ・官民協働の促進（抱え込まず巻きこむ・小規模自治体の強みを活かす） ・協議会の運営を見直す ・設置要項の作成に着手する	・制度説明等の機会の確保 ・県内設置整備情報の共有 ・ADV活用方法の情報提供 ・県職員と一緒に考えたい ・振興局までしか見えない ・町に足を運んで欲しい ・広域設置へのサポート
いずれか設置・整備済	・制度理解が深まった ・同規模自治体の実践が役立つ ・広域的な支援方法を学べた ・チェックリストの活用 ・ADVの活用（おせっかい型） ・各県の実践（県との連携） ・平時からの備えの重要性 ・基礎自治体の報告が少ない	・情報が不足・社会資源不足 ・相談支援事業所がパンク状態 ・人材育成（不足を育成で補う） ・（自立支援）協議会が形骸化 ・関係機関相互の役割分担と連携 ・緊急時の受入体制が無い ・官民協働の機会が無い ・チェックリストで課題が明確化	・基幹C設置のためのWGの設置 ・拠点整備の部会を設置してみる ・広域設置の検討 ・先ず出来ることから始める ・先進的な自治体に連絡してみる ・県の担当部署を調べる ・県の協議会の状況を調べる ・地域の課題に強いADVの活用	・市町村のバックアップ ・ADVの活用方法の情報提供 ・県内情報共有の場 ・都道府県担当との意見交換 ・振興局の支援（市町村訪問） ・都道府県協議会の状況周知 ・都道府県協議会への報告
いずれも設置・整備済	・基幹の巡回相談は良い ・官民協働が重要 ・チェックリストの活用 ・ADVの積極的な活用 ・設置整備後の連携強化 ・加算Ⅰを目指す必要性	・セルフプラン率の高さ（児） ・拠点コーディネーターの未配置 ・（拠点）事前登録制でない ・一人事業所のフォロー不足 ・医ケア児や強行等の対応不足 ・異動に伴う行政の理解不足 ・次世代の育成（継続性の担保）	・機能強化加算取得への取組 ・主任相談支援専門員の活用 ・改めて現状の再点検を行う ・日中支援型GHの部会への報告 ・県協議会への意見出し ・行政としての予算確保	・市町村職員対象の勉強会 ・広域設置の仲介・調整 ・専門人材育成の研修 ・ADVの活用方法の情報提供 ・協議会への県職員の参加 ・施設の空き状況の情報提供 ・都道府県担当との意見交換

地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践（大切にしてほしい３１のチェック項目）

参考資料

チェックリストの目的・意図

・「大切にしたい３１のチェック項目」は、自市町村（地域）の相談支援体制の現状を主観的評価によって５段階で点検するツール。

・点検のプロセスにおいて、官民の関係者が主観と主観を突き合わせることで、「地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践」に関する市町村（地域）の「現在地」について共通認識を持つことができる。

・特に市町村担当者は人事異動により、相談支援の制度や仕組み、地域の相談支援体制の歴史を知らない場合もあり、関係者と一緒に行う自己点検を通じて、理解を深める効果も期待される。

【基幹設置・拠点整備状況別の回収状況（R7）】

		地域生活支援拠点				
		設置・整備済み	着手	未着手	無回答	合計
基幹相談支援センター	設置・整備済み	379 84.4%	45 10.0%	25 5.6%	0 0.0%	449 100.0%
	着手	29 53.7%	17 31.5%	8 14.8%	0 0.0%	54 100.0%
	未着手	45 47.9%	12 12.8%	37 39.4%	0 0.0%	94 100.0%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%	8 100.0%
	合計	453 74.9%	74 12.2%	70 11.6%	8 1.3%	605 100.0%

チェックリスト「大切にしたい31のチェック項目」

				あてはまる（1+2）	どちらともいえない（3）	あてはまらない（4+5）	無回答	合計
Ⅰ. 相談支援体制構築のための基礎理解								
1	相談支援専門員の創設と（自立支援）協議会の設置	1	相談支援専門員と（自立支援）協議会は、障害福祉施策を推進する行政の機能をサポートする重要な仕組みであることを理解している。	533 94.8%	24 4.3%	4 0.7%	1 0.2%	562 100.0%
		2	相談支援専門員は、相談者の年齢や障害毎の区別なく支援できるように制度化された職種であるということを理解している。	539 95.9%	18 3.2%	4 0.7%	1 0.2%	562 100.0%
Ⅱ. 相談支援体制の構築に必要な理解と実践								
1	行政の担当部署	3	障害福祉担当係の窓口対応において、相談者の相談内容を丁寧に聞き取っている。	501 89.1%	23 4.1%	8 1.4%	30 5.3%	562 100.0%
		4	障害福祉担当係において、相談者に担当者を分かりやすく明示するなど、責任の所在をはっきり示している。	431 76.7%	84 14.9%	17 3.0%	30 5.3%	562 100.0%
		5	障害福祉担当係で対応に苦慮する場合には、上司や部署内で相談できる。	508 90.4%	21 3.7%	3 0.5%	30 5.3%	562 100.0%
2	行政内における連携	6	庁内連携が必要な場合には、障害福祉担当係内だけでなく、関係部署にもタイムリーに相談・対応できるチームが組める。	430 76.5%	86 15.3%	17 3.0%	29 5.2%	562 100.0%
		7	精神保健分野と協働して、相談支援体制を整備する重要性を理解している。	466 82.9%	52 9.3%	15 2.7%	29 5.2%	562 100.0%
		8	重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備が目的であり、総合窓口をつくるための事業でないこと、また事業の推進にあたっては調整機能が重要であることを理解している。	410 73.0%	93 16.5%	30 5.3%	29 5.2%	562 100.0%
3	行政と委託相談等との連携	9	相談者の状況等によっては、障害福祉担当係と管内の委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等に情報共有や協働体制が組める。	498 88.6%	25 4.4%	16 2.8%	23 4.1%	562 100.0%
		10	委託元である市町村は、委託相談支援事業者の事業計画等について事業評価を行う等、事業運営の中立性・公平性を担保する仕組みがある。	306 54.4%	148 26.3%	80 14.2%	28 5.0%	562 100.0%

上記の昨年度集計結果については厚生労働省　障害者地域生活支援体制整備事業「令和7年度障害者地域生活支援体制整備事業」の「事業報告書」P43～に掲載
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001480215.pdf

本日お話しする内容

目　次

１．現状の再確認

２．「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

３．(自立支援)協議会の活性化

４．地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）

５．地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化

６．アドバイザーの活動に関する取組

７．市町村・都道府県へのご依頼事項（含、情報提供）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

1．現状の再確認

2．「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

3．(自立支援)協議会の活性化

4．地域の相談支援体制の強化(基幹相談支援センターの機能)

5．地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化

6．アドバイザーの活動に関する取組

7．市町村・都道府県へのご依頼事項等

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1．障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。

② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。

③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2．障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。

② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。

③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3．精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。

② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。

③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4．難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。

② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5．障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（ＤＢ）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害ＤＢ、難病ＤＢ及び小慢ＤＢについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6．その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。

② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。 等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第２項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和６年４月１日（ただし、２①及び５の一部は公布後３年以内の政令で定める日、３②の一部、５の一部及び６②は令和５年４月１日、４①及び②の一部は令和５年10月１日）

1－② 1－③ 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

現状・課題

○ 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は６割程度にとどまっている。

○ 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約７割の市町村での整備にとどまっている。※令和６年４月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:1,270市町村(73%),基幹相談支援センター:1,045市町村(60%)

○ 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

○ **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**

○ **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**

○ **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**

○ 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ

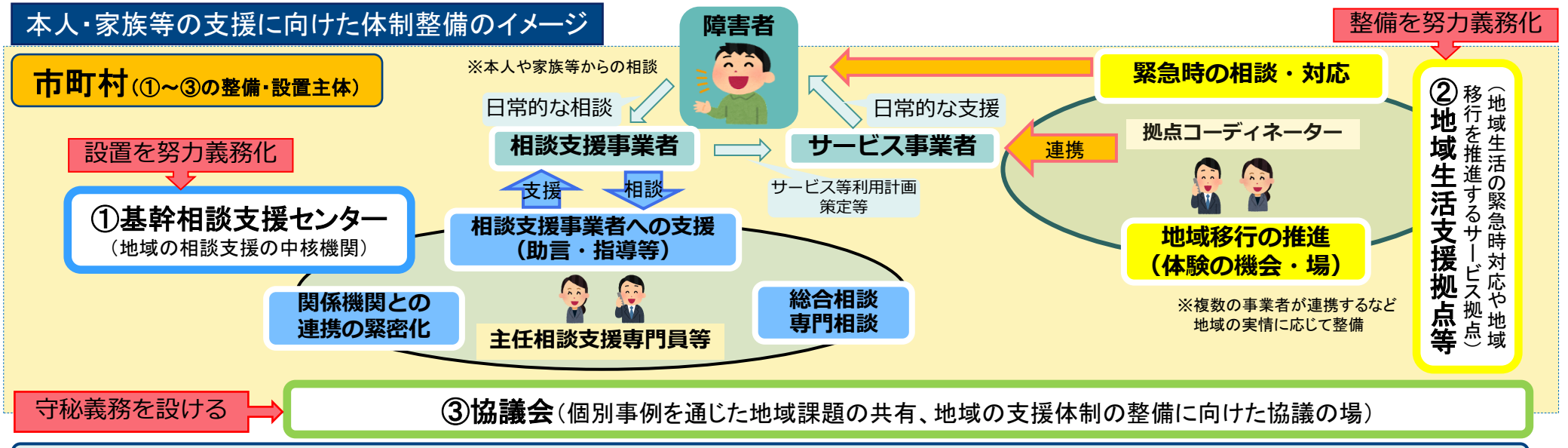

障害者の意思決定支援を推進するための方策

令和６年度 障害福祉報酬改定

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

・　事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

・　**利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。

・　利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合**には、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。

・　相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。

※　障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

・サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス　相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討

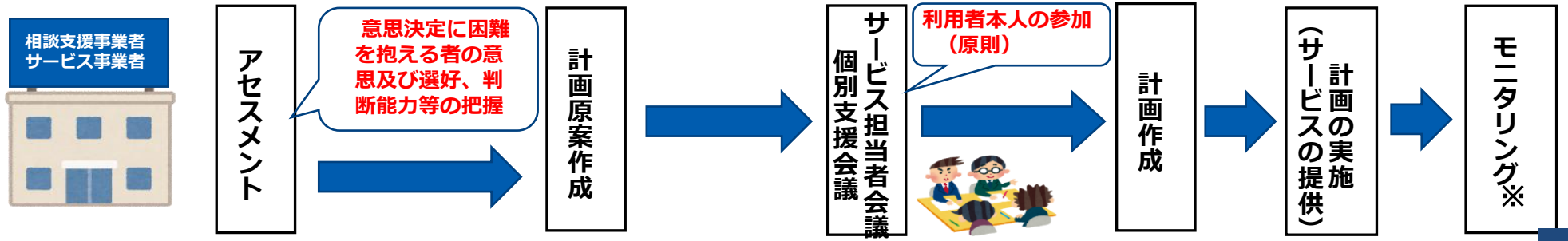

※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（第２版）の概要

- 平成29年３月　　「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」 策定
- 令和 ８年９月　**他分野のガイドラインや国連障害者権利委員会の総括所見を踏まえ、ガイドライン(第２版)として改訂**

☞　本ガイドラインは、意思決定支援の基本的な考え方・姿勢・方法・配慮事項や、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成する際の意思決定支援の枠組みを示し、障害者の意思を尊重したサービスの提供に資することを目的としている。

ガイドラインの改正のポイント

- 「意思決定の主体」はあくまでも本人であり、本人主体の考え方を「理念・信条」として明示
- **「最善の利益の判断」に関する記載を削除**し、「意思と選好に基づく最善の解釈」との表現に基づき意思決定支援を再定義
- 支援が困難と想定されるケースについて、本文と分けてコラムで整理
- **意思決定支援のプロセス（意思形成支援／意思表明支援／意思実現支援）**を明確化
- ICTツール活用による記録・情報共有の効率化を追記
- 障害特性に応じて意思疎通を円滑にするための**合理的配慮、情報アクセシビリティに関する記載**を追加
- 意思決定支援に関する具体例を追加し、別冊の事例集として整理

意思決定支援の基本原則

基本原則

① **本人の意思、選好、価値観が可能な限り反映されるように行う**こと

② 不合理と思われる決定であっても、**その選択を尊重するよう努める姿勢**が求められること

③ 本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合は、根拠を明確にしながら、**本人の意思と選好に基づく最善の解釈**を行うこと

障害福祉サービスの提供に係る意思決定支援の流れ（例）

意思決定に関する場面

日常生活における場面：食事/衣服の選択/外出/排せつ/入浴/余暇活動の選択 等

社会生活における場面：サービスの選択/居住の場の選択 等

意思形成支援
意思表明支援
意思実現支援

意思決定プロセスで得られた情報を関係者に共有

意思決定支援責任者の選任とミーティング準備
（相談支援専門員、サービス管理責任者の兼務可）

本人の意思、選好及び価値観に関する情報収集、支援環境調整に向けたアセスメント、本人・関係者への趣旨説明、意向確認を含む意思決定支援会議の開催準備等

意思決定支援会議の開催
（サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催）

本人、家族、成年後見人等、意思決定支援責任者、事業者、関係者による情報交換を通じた本人の意思、選好及び価値観の把握
（本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場面では、本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行うこともある）

意思決定に関する記録のフィードバック

意思決定支援の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2

1．現状の再確認

2「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

3．(自立支援)協議会の活性化

4．地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの機能）

5．地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化

6．アドバイザーの活動に関する取組

7．市町村・都道府県へのご依頼事項等

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（参考）基本指針の策定スケジュール

基本指針について

○ 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
○ また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
○ 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成。
○ 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画（令和9～11年度）を作成するための基本指針は令和8年3月告示。

【これまでの計画期間等】

第１期計画期間 18年度～20年度	第２期計画期間 21年度～23年度	第３期計画期間 24年度～26年度	第４期計画期間 27年度～29年度	第５期計画期間 第１期計画期（児） 30年度～２年度	第６期計画期間 第２期計画期（児） ３年度～５年度	第７期計画期間 第３期計画期（児） ６年度～８年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第１期の実績を踏まえ、第２期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第３期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第４期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の３年後見直し等を踏まえ、平成32年度（令和２年度）を目標として、第５期障害福祉計画及び第１期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和５年度を目標として、第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和８年度を目標として、第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】

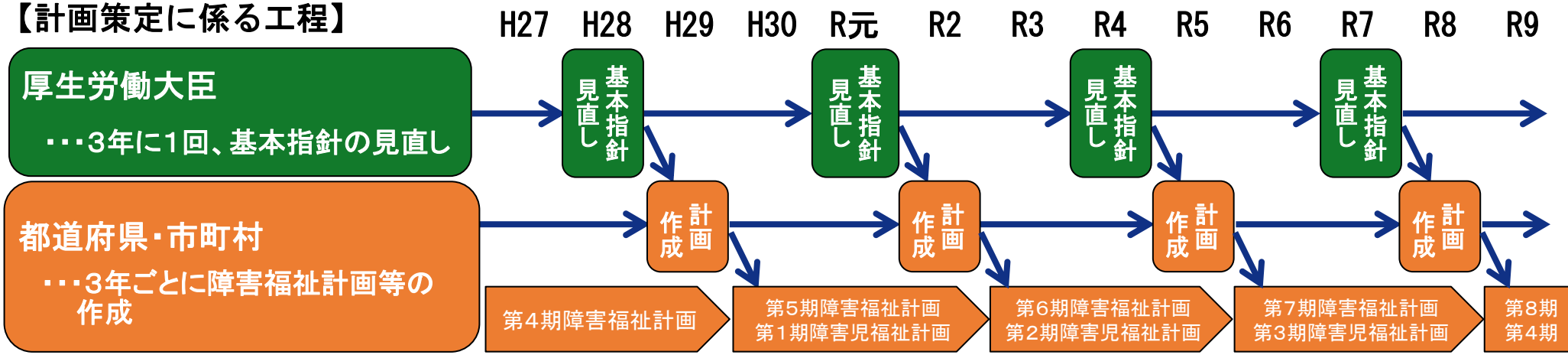

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後　概要

1. 基本指針について

○　「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
○　都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則３か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
○　第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和８年３月に告示。
　　計画期間は令和９年４月～令和12年３月※。

※　3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一　基本的理念
二　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
三　相談支援に関する基本的考え方
四　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
五　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方　【新規】

第二　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

一　福祉施設の入所者の地域生活への移行
二　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
三　福祉施設から一般就労への移行等
四　障害児支援の提供体制の整備等
五　地域生活支援の充実
六　相談支援体制の充実・強化等
七　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】
八　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三　計画の作成に関する事項

一　計画の作成に関する基本的事項
二　市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
三　都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
四　その他

第四　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

一　障害者等に対する虐待の防止
二　意思決定支援の促進
三　障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
四　障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
五　障害を理由とする差別の解消の推進
六　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

4. 成果目標（計画期間が終了する令和11年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行
- 地域移行者数：令和７年度末施設入所者数の６％以上
- 施設入所者数：令和７年度末の５％以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- 精神病床における１年以上入院患者数
- 精神病床への30日以上の再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 【新規】
- 心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 【新規】
- K６により住民のこころの状態を把握 【新規】

③福祉施設から一般就労への移行等
- 一般就労への移行者数：令和６年度実績の1.31倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和６年度末実績の1.47倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上
- 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等
- ４つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 【新規】
- 難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）
- 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- 障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 【新規】
- 強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備 ：各市町村又は圏域 【新規】

⑤地域生活支援の充実
- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等
- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする 【新規】

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上
- 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 【新規】
- 生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 【新規】
- 都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- 各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を100%とする 【新規】

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

3

1．現状の再確認

2．「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

3．(自立支援)協議会の活性化

4．地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの機能）

5．地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化

6．アドバイザーの活動に関する取組

7．市町村・都道府県へのご依頼事項等

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（自立支援）協議会の概要（令和８年４月１日時点）

経緯

- （自立支援）協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備**を進めていくこと及び**関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年４月から、（自立支援）協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年４月の障害者総合支援法の施行により、（自立支援）協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- （自立支援）協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の３第１項）
- **都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更**しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。（法88条第９項、89条第７項）
- 設置状況（R８.4月時点）　市町村: 1,696自治体(設置率約97%)

  都道府県: 47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の**地域の実情に応じて選定**されるべきものである。

（想定される例）　※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等、保健所・保健センター、医療機関等、権利擁護支援における中核機関等、教育・雇用関係機関、企業、居住支援法人・不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民　等

※本資料に掲載されている数値（R8.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

令和４年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和６年４月１日施行

改 ① **協議会を通じた「地域づくり」（※）にとっては「個から地域へ」の取組が重要。**（第２項改正）

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への**適切な支援に関する情報**及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

新 ② **協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。**（第3項、第4項新設）

新 ③ **個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。**（第5項新設）

＊ 今回改正により、社会福祉法（支援会議）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。（第３項～第６項）

（※）協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の**事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題**を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



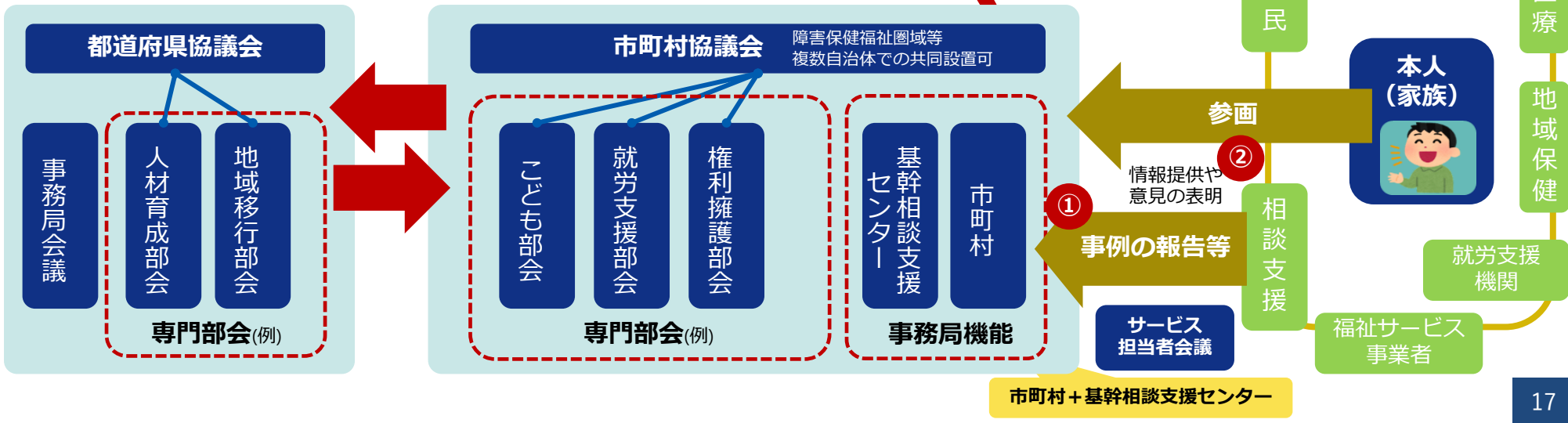

市町村協議会の主な機能と留意点

参考資料

（自立支援）協議会は地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

主な機能と留意点

主な機能

・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
・地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
・地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
・地域における関係機関の連携強化
・社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
・都道府県協議会との連携　等

留意点

○協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。
　・必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。
　・個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める専門部会等（例：相談支援部会、協議会運営会議等）を設置し、定期的に開催すること。
　・市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当すること。
○地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施すること。
　・市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価（障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること）
　・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
　・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
○地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。
　・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
　・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

都道府県協議会の主な機能

参考資料

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・ 相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
・専門部会等の設置、運営 等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

都道府県相談支援体制整備事業の概要

実施要綱

目的　都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

事業内容
・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
・地域で対応困難な事例に係る助言等
・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
　例：権利擁護、就労支援などの専門部会
・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
・相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
・地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

アドバイザー
・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
・相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
・社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

留意事項
　都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第 １項に規定する協議会の設置運営について」（令和６年3月29日 障発0329第26号、こ支障第89号）

（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン　（令和７年５月改定）

○　（自立支援）協議会については、ほぼ全ての地方公共団体に設置されているものの、地域差や形骸化が指摘されており、一定の標準的な手法の提示や活性化が求められているが、その実態の把握や形骸化の要因分析は行われていなかった。
○　こうした状況を踏まえ、障害者総合推進事業において、（自立支援）協議会の実態調査を行ったうえで、設置運営に関する標準的な方法や検討方法について取りまとめた「設置・運営ガイドライン」を作成。（令和６年３月に初版を発出）
掲載先（厚労省HP）：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/kyougikai.html

（自立支援）協議会の役割と機能

□「支援体制整備と地域づくりの視点」が協議会の目的として明確に定義されているか

□協議会の６つの機能（情報共有・調整・社会資源の開発・人材育成・権利擁護・評価）が整理・実行されているか

□協議会メンバーに守秘義務を課す仕組みや個人情報の取扱いが導入されているか（※）

市町村（自立支援）協議会の進め方

□行政と基幹相談支援センターをパートナーとする「事務局体制」となっているか

□地域課題を「個別支援事例」から収集し、協議に活かすプロセスが確立しているか

□多様な関係者（相談支援、福祉、医療、保健、教育、当事者等）が構成員として適切に参画しているか

市町村（地域）と都道府県の効果的な連携

□都道府県体制整備事業のアドバイザーを活用して、市町村（圏域）に必要なバックアップを行っているか

□地域課題を市町村から都道府県協議会へ定期的に報告しているか

□都道府県の機能である「人材の確保・養成、育成支援」に関して、地域の実態把握に基づいた人材育成体制を確保しているか

都道府県（自立支援）協議会の進め方

□都道府県協議会において、市町村の課題やニーズが網羅的に共有・分析されているか

□研修体制（相談支援従事者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者など）が体系的に構築されているか

□「めざす姿（ビジョン）」を都道府県として明確化し、地域づくりに資する体制整備が行われているか

（※）個人情報の取扱い

協議会における検討を活性化させるため、障害者総合支援法の改正（法第89条の３第３項・４項・５項）により、
・協議会は関係者に協力を求めることができ、関係者はこれに応じることについて努力義務化、
・あわせて守秘義務を課した。

個人情報の取扱いは本人の同意が原則。
ただし、一定の要件を満たした場合、個人情報保護法による個人データの第三者提供の制限に係る例外（法令に基づく場合）等に該当し、本人の同意を得ずに第三者に情報提供可能。令和７年５月にガイドラインを改定し、この取扱いについて明記。

（別紙）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく（自立支援）協議会における情報提供（第 89 条の３第３項）について、個人情報保護法による個人データの第三者提供の制限に係る例外 （法令に基づく場合）等に該当することとする整理

障害者総合支援法上、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むため の支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、・・・総合的かつ計画的に行わなければならない。」（障害者総合支援法第１条の２）とあり、支援を行う上で、「障害者の意思の尊重」は重要であり、そうした観点からも、法第 89 条の３に規定する（自立支援）協議会（以下「協議会」という。）において個人データを共有する場合は、当事者の同意を得ることが原則である。一方で、当事者の同意が得られない場合であっても、以下の①から③までの全ての要件に当てはまる場合は、障害者総合支援法上の「地域における障害者等への 適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、 関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う」ために必要があると認めるときに当たる（当事者の尊厳を損なうことにはならない）と考えられることから、個人情報の保護に関する法律 （平成 15 年法律第 57 号）（以下「個情法」という。）における個人データの第三者提供制限の例外として、個情法第 27 条第１項第１号の「法令に基づく場合」に該当するものと考えられる。

① 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意が得られない場合
例えば、本人に認知機能に支障があることがうかがわれる場合や、精神的な疾患をうかがわせる症状等がみられる場合等には、判断能力が不十分であると推察され、自身の状況を客観的に判断できないことから本要件に該当し得ると考えられる。

② 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合
例えば、自殺念慮や著しい自傷・他害がある又はそれを疑う言動が見られる場合、十分な食事をとることができないことにより健康を害している様子である場合等であって、こうした状態が続くことで、本人又は家族、近隣住民等の生命、身体又は財産への危険が及ぶことが想定されるものと、およそ通常の判断能力をもってすれば判断可能である場合には、本要件に該当し得る。

③ 協議会の関係機関等の間で情報共有する必要がある場合
例えば、当事者に複合的な課題が生じており、複数の主体で対応することが必要である場合等であって、協議会で協議することで生命、身体又は財産の保護に資することが見込まれる場合には、本要件に該当し得る。

<要保護性>
上記個人データのうち、要配慮個人情報に当たるもしくは当たる可能性があるものとしては、以下が考えられる。
・ 障害の状況　・ 精神的・身体的な疾患やそれをうかがわせる症状
これらの情報は、上記個人データの中でも特に要保護性が高いと考えられるところ、支援を図るための目的以外に利用された場合には、不当な差別や偏見その他の不利益が生じるおそれがあることから、必要最小限の共有にとどめたうえで、情報漏えいしないよう留意する必要がある。

なお、障害者総合支援法第 89 条の３第３項において提供が予定されている範囲と当該提供先で予定されている取扱いは以下の通り。
○ 提供が予定されている範囲：　協議会の関係機関等
○ 当該提供先で予定されている取扱い：
個人データの取扱主体は、協議会を構成する個々の関係機関等に限られる。また、当該者が取得した個人データの利用については、当事者に対する支援のために必要な情報の交換を行うとともに、必要な障害福祉サービス等の利用等により日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標とした必要な支援に関する検討を行う場合に限って使用する。

（自立支援）協議会の活性化に向けて

出典：自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人　日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月発行））

地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

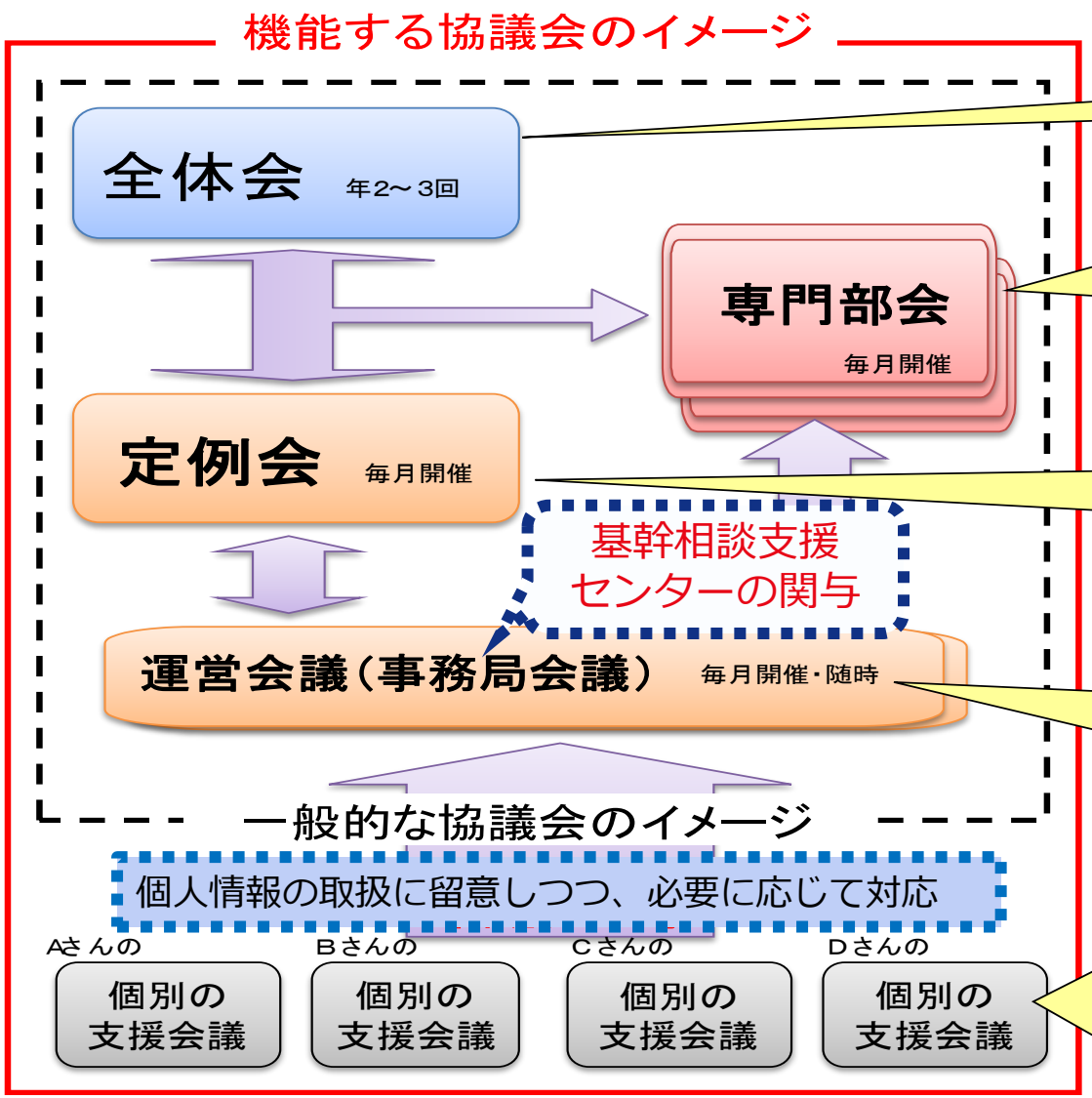

ポイント5

＊全体会において地域全体で確認

ポイント4

＊課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

ポイント3

＊定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場
（参加者は現場レベル）

ポイント2

＊個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整
（交通整理役、協議会のエンジン）

ポイント1

＊個別の支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りする場合が多い。
＊本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1．現状の再確認

2．「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

3．(自立支援)協議会の活性化

4．地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの機能）

5．地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化

6．アドバイザーの活動に関する取組

7．市町村・都道府県へのご依頼事項等

4

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

現行の相談支援体制の概略

出典：「障害者相談支援事業の実施状況等について」（令和8年調査）

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師　　等	● 障害者相談支援事業（77条1項3号）・成年後見制度利用支援事業（77条1項4号） ● 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 ● 地域の相談支援従事者に対する相談、助言、指導その他の援助 ● （自立支援）協議会の運営への関与を通じた関係機関等の連携の緊密化 ※権利擁護・虐待防止 （虐待防止センターの受託）	■1,741市町村中 778市町村（R2.4）45% 873市町村（R3.4）50% 928市町村（R4.4）53% 973市町村（R5.4）56% 1,045市町村（R6.4）60% 1,147市町村（R7.4）66% **1,230市町村（R8.4）71%** **※箇所数は1,582ヵ所（R8.4）**
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	● 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ● 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介　　等	■全部又は一部を委託 **1,547市町村（89%）** ■単独市町村で実施 **1,065市町村（61%）** ※全市町村が実施 （地域生活支援事業必須事業）
指定特定相談支援事業所 **指定障害児相談支援事業所**	専従の相談支援専門員（業務に支障なければ兼務可）、管理者	● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 10,563ヵ所（R2.4）23,729人 11,050ヵ所（R3.4）25,067人 11,472ヵ所（R4.4）26,028人 11,846ヵ所（R5.4）27,028人 12,324ヵ所（R6.4）28,661人 12,795ヵ所（R7.4）29,610人 **13,531ヵ所（R8.4）31,076人** ※障害者相談支援事業受託事業所数 **2,210ヵ所（16%）**
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者（兼務可）、うち１以上は相談支援専門員、管理者	● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援	■ 3,551ヵ所（R2.4） 3,543ヵ所（R3.4） 3,671ヵ所（R4.4） 3,861ヵ所（R5.4） 3,837ヵ所（R6.4） 3,787ヵ所（R7.4） **3,884ヵ所（R8.4）**

※本資料に掲載されている数値（R8.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

地域における相談支援体制について（概略図）

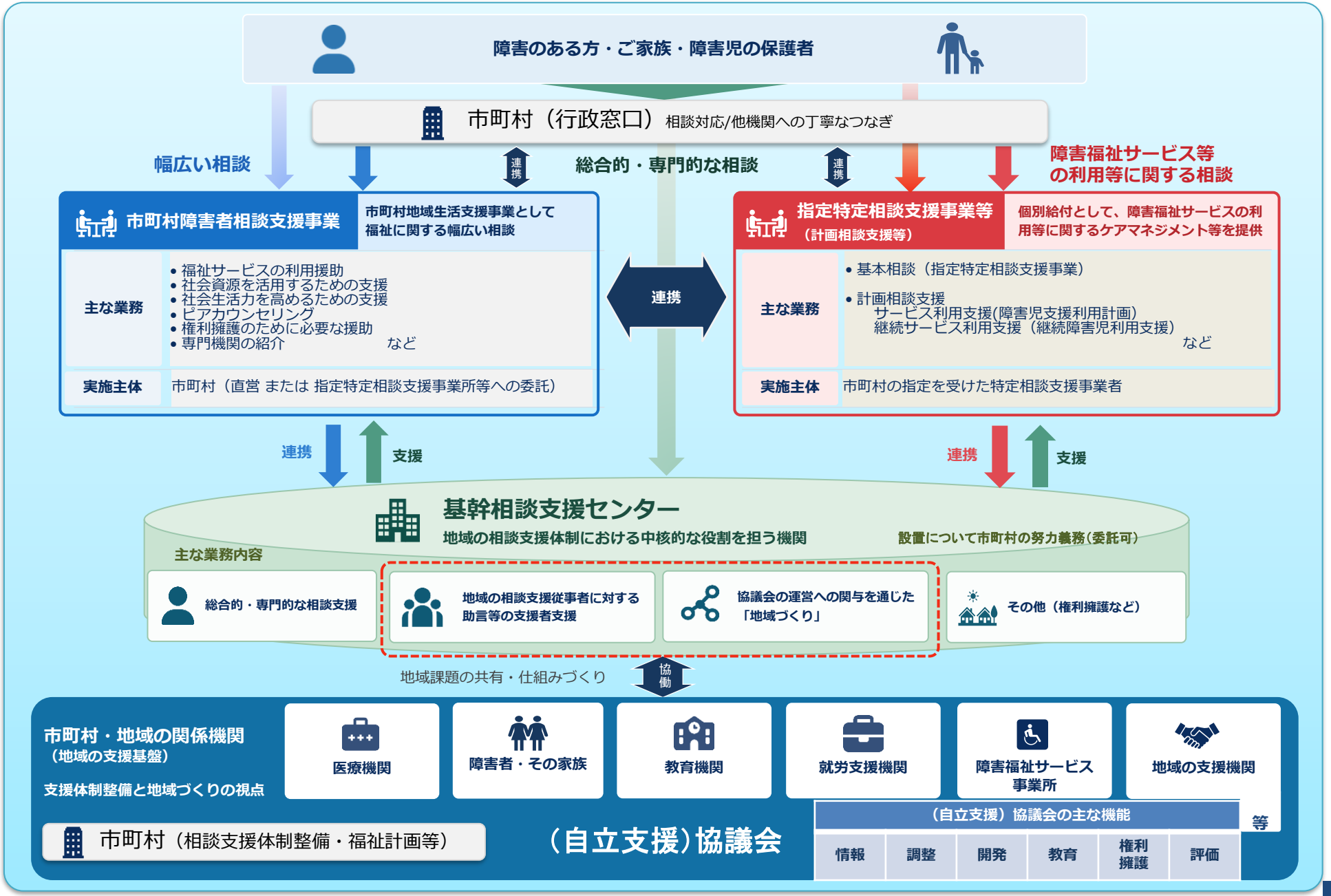

令和４年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 （障害者総合支援法第77条の2）

※令和6年4月1日施行

○ 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。（法第77条の２第２項） 新
（一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる（同条第３項））

○ **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。（法第77条の２第１項）※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。

① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
（身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務）

（①②：個別支援（特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの））

新 **③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
（地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務）

新 **④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
（法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務）

③④が主要な「中核的な役割」

新 ※ 都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。（法第77条の２第７項）

イメージ図

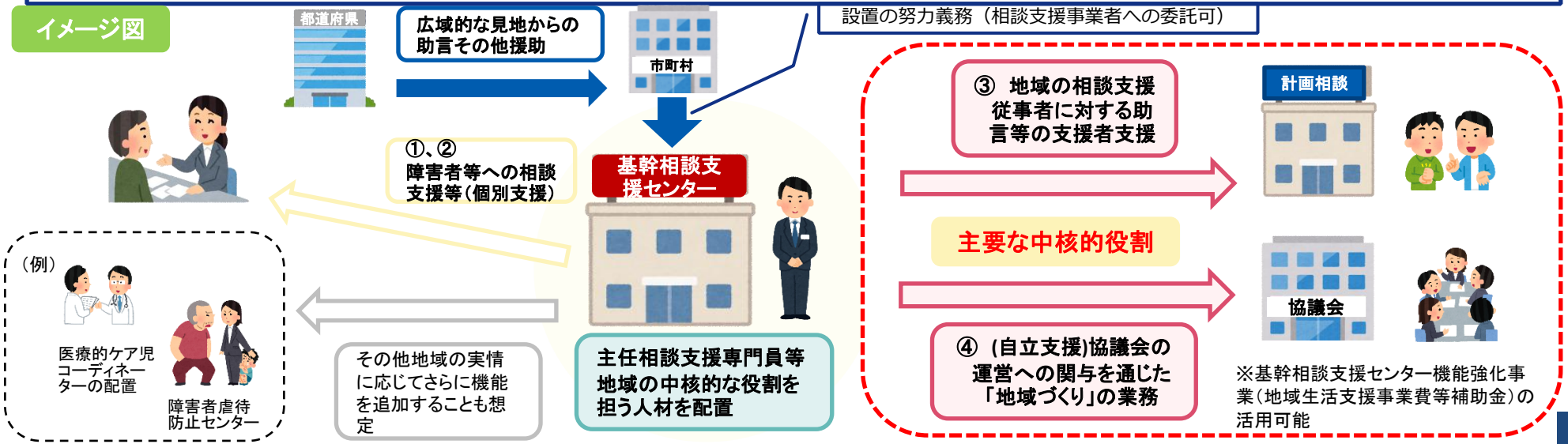

③地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

支援者支援の目的は、地域の相談支援従事者の人材育成と質の向上を図ること。

○　各地域において「相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組」を行う。
○　具体的には、相談支援体制の強化を目的とし、日常的な支援方針等を検討する場の確保、相談支援従事者が困難事例等に対応できるような後方支援を提供する。事業所の訪問、業務への同行、事例検討などを含む。
○　さらに、協議会運営への関与を行い、地域のネットワーク構築・関係機関との連携を支える役割を持つ。協議会の事務局を担い、相談支援事業者との連携を含めた地域における相談支援体制の強化への取組も含まれる。

【目的】



地域の相談支援従事者の人材育成

支援の質の向上

【主な支援内容】



- 支援者への日常的な相談・助言・指導
- 困難事例への後方支援
- モニタリングやセルフプランの検討・検証
- 相談支援事業所の訪問等

【ネットワーク作り】



- 相談支援従事者研修の実習受入
- （自立支援）協議会の運営への関与（相談部会等）
- 地域の社会資源の把握と共有

【参考】基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き（公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会）

研修と実地教育（OJT）が有機的に連動した相談支援専門員養成体制の構築手法の確立のための研究（令和5年度厚生労働科学研究：相馬大祐（長野大学））

④（自立支援）協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」とは

○　市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同し協議会の事務局を担当する等、関係機関との緊密化を図る。

○　地域の相談機関との連携強化の取組（各種の相談機関等との連携会議の開催等）を行う。

○　他の地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組を行う。

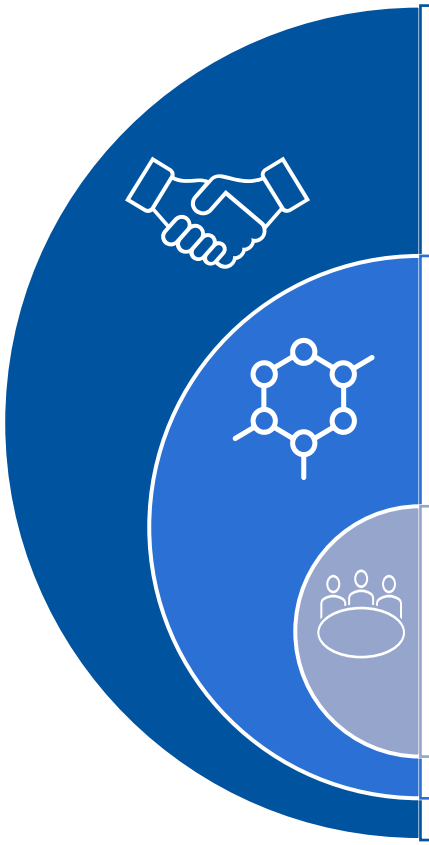

安心して暮らすことのできる地域社会の実現	・「地域の関係機関等の連携の緊密化」により地域の支援体制強化に繋がる ・協議会を通じて地域課題を共有し、社会資源の開発・改善が行われる
地域の関係機関との連携強化	・必要に応じて小さなエリア毎に地域ケア会議や情報交換の機会や場を設定し、支 援ニーズなどの情報が共有できる「地域つくり」 ・必要な部会の設置運営を通じた相談機関等との連携の促進
協議会の事務局を官民共同で行う	・地域のさまざまな関係機関等との間で「各種情報の収集・提供や連携のための取組」を実施する ・部会（相談支援部会など）を設け、関係者が実務的な調整や情報共有を行う



さまざまな関係機関等
による支援体制の整備

基幹相談支援センター
（地域の相談支援の中核機関）

地域生活支援拠点等
（地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備）

協議会（個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場）【市町村】【都道府県】

基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和８年度当初予算　地域生活支援事業費等補助金　505億の内数（502億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
　令和４年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和６年４月１日から、
　・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
　・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記される
とともに、第７期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和８年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
○　上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

○　本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
○　あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

令和５年度以前	令和６年度以降（令和６年度は経過措置あり）
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 （注）社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする （注）主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

◆ 実施主体：市町村　◆ 補 助 率 ：国１／２以内、都道府県１／４以内、市町村１／４

基幹相談支援センターについて（令和８年４月１日時点）

出典：「障害者相談支援事業の実施状況等について」（令和８年調査）

地域生活支援拠点等としての機能を有する基幹相談支援センター

設置箇所数：1,143

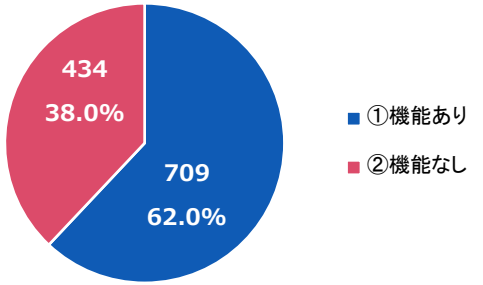

基幹相談支援センターの設置状況　経年比較

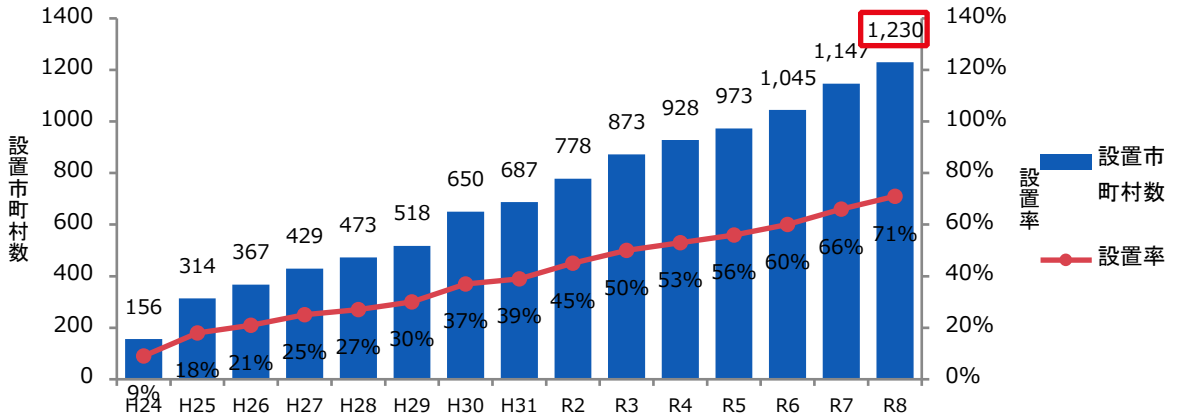

基幹相談支援センターの設置率（都道府県別）

単位：%

設置率の全国平均：70.6%

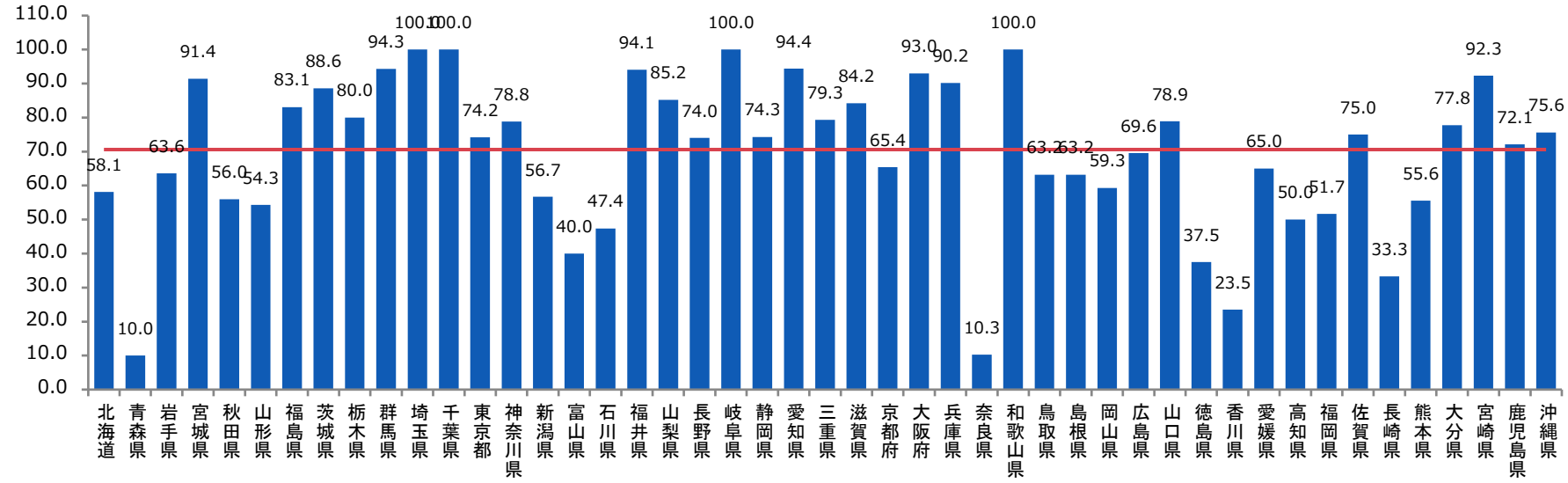

※本資料に掲載されている数値（R8.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

基幹相談支援センターの設置状況（人口規模別・前年度比較）

出典：「障害者相談支援事業の実施状況等について」（令和８年調査）

○　基幹相談支援センターの設置には各地域における相談支援体制整備等の経緯などを踏まえ、柔軟な形が必要

○　小規模自治体ほど未設置率・共同設置が高く、都道府県の広域的な見地からの助言その他援助が必要

【R7.4】基幹相談支援センターの設置状況（人口規模別）

（市町村数＝1,741）

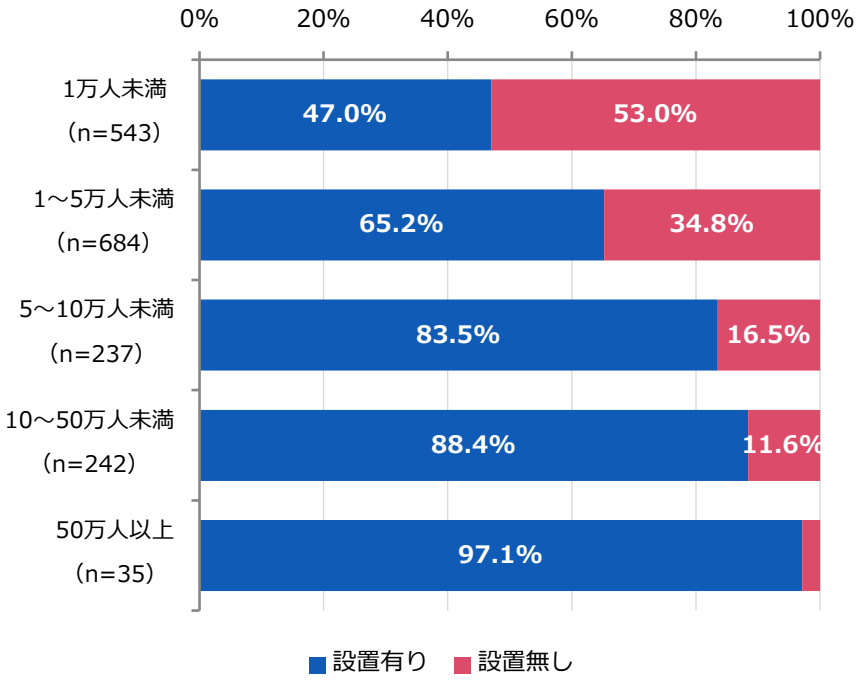

【R8.4】基幹相談支援センターの設置状況（人口規模別）

（市町村数＝1,741）

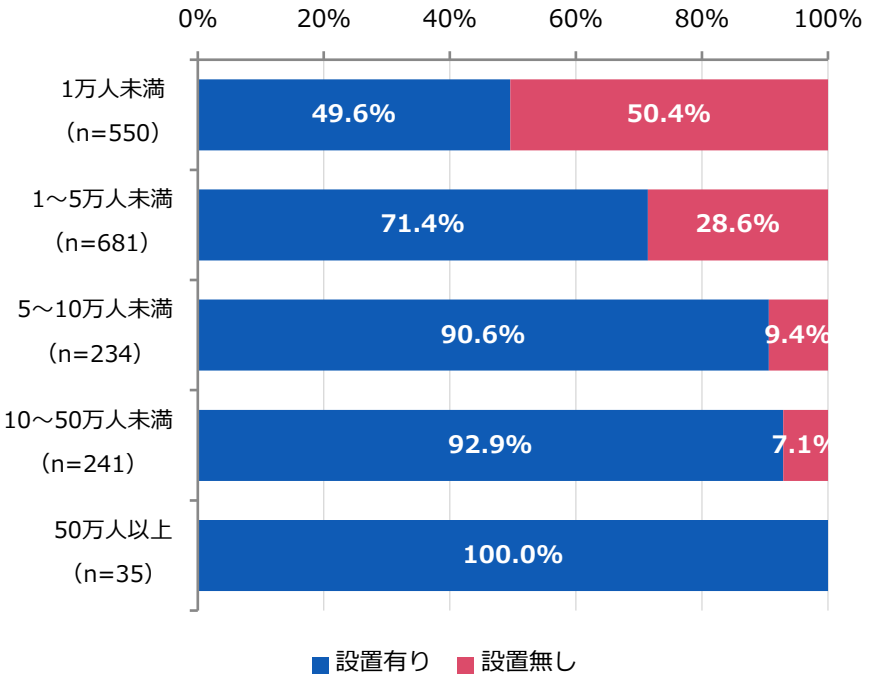

※本資料に掲載されている数値（R8.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

基幹相談支援センターの設置方法（人口規模別・前年度比較）

出典：「障害者相談支援事業の実施状況等について」（令和８年調査）

○　基幹相談支援センターの設置には各地域における相談支援体制整備等の経緯などを踏まえ、柔軟な形が必要

○　小規模自治体ほど未設置率・共同設置が高く、都道府県の広域的な見地からの助言その他支援が必要

【R7.4】基幹相談支援センターの設置方法（人口規模別）

（実施市町村数＝1,147）

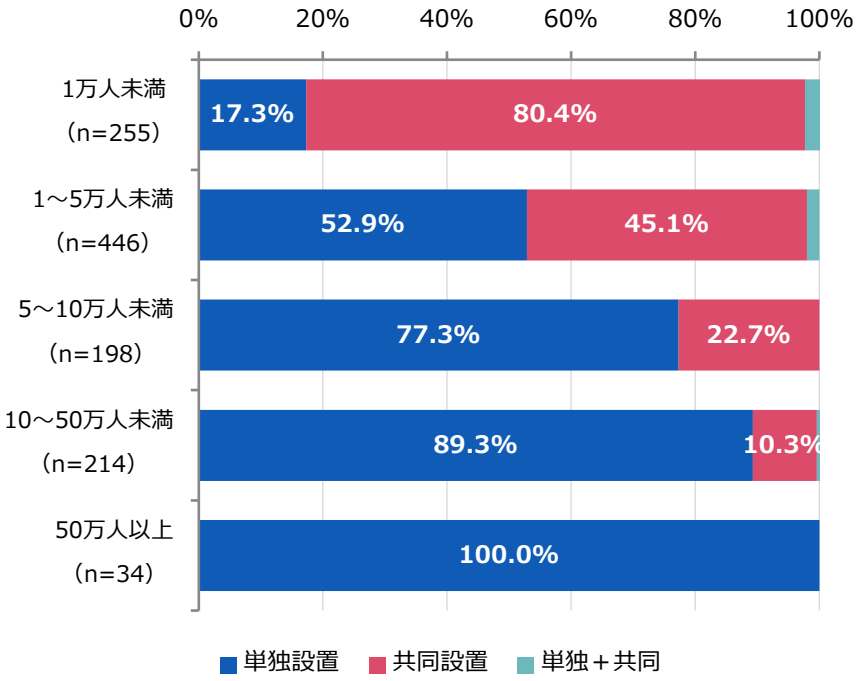

【R8.4】基幹相談支援センターの設置方法（人口規模別）

（実施市町村数＝1,230）

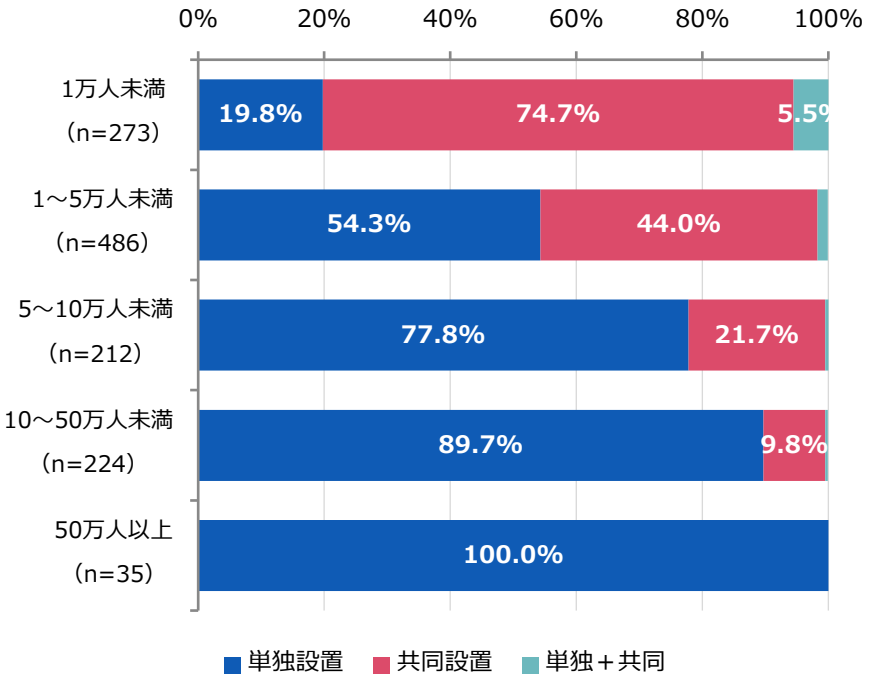

※本資料に掲載されている数値（R8.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

基幹相談支援センター　ヒアリング結果【概要】

令和７年度障害者総合支援事業 **「障害福祉分野における相談支援の実態等に関する調査研究」** NTTデータ経営研究所

（１）調査の目的
地域において、後方支援や地域づくり等の本来的役割を担う基幹相談支援センターの実態を把握するとともに、その効果的な在り方を検討することを目的として、ヒアリング調査を実施した。

（２）調査の方法
基幹相談支援センターおよび基幹相談支援センターを配置している自治体の９組（17件）を対象に、ヒアリング調査を実施した。

・基幹相談支援センターの設置にあたっては、地域の特性や社会資源に応じて、柔軟で実効性の高い運営形態を選択することが重要である。例えば、単独自治体や圏域での設置、委託もしくは直営による運営など、地域の実情に応じた形態が採用されている事例が確認された。

運営規模（単独/広域）

地域の実情に応じて、単独設置による運営だけでなく、場合によっては広域的な設置も一つの選択肢となる。

広域設置のメリット
- 相談支援のノウハウ・経験を広域で共有できる
- 広域内の社会資源を共有できる
- 小規模自治体では運用が困難である機能を広域で補完でき、安定的な運営につながる

運営方式（委託/直営）

委託によるメリット
- 委託先の専門性を活かせる
- 自治体の業務負担を軽減できる
- 自治体担当者の異動に左右されず、経験や知識を組織として蓄積しやすい

直営によるメリット
- 自治体の施策との連携が図りやすい
- 地域課題を行政が直接把握し、迅速に対応方針へ反映できる
- センター機能をまちづくりや福祉施策全体の中で位置づけやすい

委託運営の形態（単独法人/複数法人）

センターを委託で運営する場合、複数法人へ委託する方法も一つの選択肢となる。

複数法人による運営のメリット
- 各法人が持つ経験・知識をセンターに集約でき、専門性を高められる
- 地域内の複数法人が相談支援について共通の認識を持つことで、地域全体の相談支援体制の底上げにつながる

【地域の特性や資源を踏まえたセンターの運営形態】

【相談支援体制の全体像】



●ポイント
基幹相談支援センター、地域生活支援拠点、自立支援協議会が一体となって機能することで、地域課題への対応から個別支援の充実までを含めた相談支援体制の整備が推進される。

・地域の相談支援体制は、地域・事業所・個人の各視点から関係者がそれぞれの役割を担い、相互に連携することで体制が強化されていることが確認された。

・相談支援体制の土台となる地域レベルでは、基幹相談支援センターが協議会や地域生活支援拠点等コーディネーターと連携しながら、地域の相談支援事業所や相談支援専門員を支える役割を担っている。市町村は、基幹相談支援センターと協働しながら地域課題の把握や体制の評価を行い、相談支援体制の整備を進めている。また、都道府県は、市町村支援や相談支援専門員の広域的な育成等を担うことで、地域の取組を支えている。左図では、このような相談支援体制の全体像について、地域・事業所・個人レベルから整理している。

基幹相談支援センター　ヒアリング結果【概要】

- 基幹相談支援センターは、研修や個別ケースへの支援を通じて相談支援事業所等と顔の見える関係をつくり、相談しやすい地域をつくっていた。
- 協議会等の会議体の運営を通じて、市町村と地域の課題等の認識を合わせているほか、会議体は事業所同士の関係を深める場になるよう運営されていた。
- 基幹相談支援センターの中核的な役割を果たすために「自治体とセンターが共通認識を持つ」「センターの支援力を確保・向上する」「地域の相談員を育成する」「地域のネットワーク（顔の見える関係）をつくる」「地域の経験やノウハウを蓄積・共有する」5つの視点が重要であることが事例の共通点として見られた。

【事例で取り組まれていた事業所や支援者への支援と地域づくりの取組みと効果の例】

事業所や支援者への支援	• 面接や訪問への同行 現任研修を受けるまでの事業所に対して、積極的に電話・訪問同行	相談支援専門員それぞれの知識・対応の向上
	• 個別ケースへの専門的助言 事業所訪問、モニタリング検証 事業所との継続的なGSV（グループスーパービジョン）	日々の相談支援のなかでの疑問の解決
	• 研修、勉強会、事例検討会等の開催 事例検討会で協議会の議論内容も共有 協議会の場で事業所の協働体制の勉強会	いざというとき相談できる場所ができた
地域づくり	• 協議会の運営 協議会や部会の場での事例検討の実施 圏域内の自治体の意見交換の場として機能 各部会から課題が上がるボトムアップ型の運営	自治体とセンターで定期的に意見を出し合う機会の確保
	• ネットワークの形成 相談支援専門員、介護支援専門員等の連絡会を定期開催	事業所同士も顔の見える関係・困ったら相談できる関係に
	• 地域課題の把握 協議会や個別支援を通じた地域課題の整理 社会資源の把握と関係機関への情報共有	地域の主任相談支援専門員の活躍の場づくり

【センターが中核的な役割を果たすための5つの視点（ヒアリング結果まとめ）】

自治体とセンターが共通認識を持つ
- 自治体・センターが地域課題について共通認識を持ち、その上でセンターの役割を相互に整理する
- 自治体・センターが定期的に顔を合わせる機会を持ち、双方の意見を共有しながら取組を進める

センターの支援力を確保・向上する
- 実践力のある事業所・人材がセンターの活動を担えるよう、委託相談等含めて地域の関係者で十分に協議を重ねる
- 研修の企画や検討のファシリテーション等、センター職員自身が専門性を高められるような機会を積極的につくる

地域の相談員を育成する
- 助言、同行支援、研修等を通じて地域の事例や知見を共有し、相談支援や事業所運営に関する疑問の解消や実践力の向上を図る

地域のネットワーク（顔の見える関係）をつくる
- 関係機関との継続的な関わりを通じて顔の見える関係を築き、相談支援専門員が地域で孤立することなく、相互に相談・協力できる体制を整える

地域の経験やノウハウを蓄積・共有する
- センターが人材育成やネットワークづくりの中心を担うことで、地域の相談支援に関する情報や知見が自然と集まる仕組みをつくる
- 活動を通じて幅広い関係者との信頼関係を築き、地域の相談支援のハブとなる

センターの役割発揮により期待される効果

例）・相談支援人材や相談支援事業所の増加
・複雑なケースへの柔軟な対応力向上
・のぞまないセルフプランの解消 等

障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター運営費（基礎部分）に係る取組の推進ついて

概　要

○　障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る地方交付税について、**近年の障害者相談支援事業の相談支援件数の増加や、基幹相談支援センターの市町村の設置の努力義務化による相談支援体制の機能強化に伴い、**今後一層の設置数及び相談支援件数の増加が見込まれることから、**令和７年度において、市町村障害者生活支援事業費として市町村の標準団体（人口10万人）当たり20,758千円が計上されている。（令和６年度より5,863千円増額）**

○　各市町村におかれては、こうした直近の状況を十分に踏まえながら、必要な事業費の確保に努めていただくとともに、地域における相談支援体制の充実強化に向けた動きを一層加速していただくよう、お願いしたい。

「市町村障害者生活支援事業費」について

※令和８年度も同額

令和６年度	令和７年度
14,895,000円	**20,758,000円（対前年比 ＋5,863,000円（＋約39%））**

※１　標準団体の行政規模は、「人口」100,000人と想定。
※２　障害者相談支援事業と基幹相談支援センター運営費（基礎部分）は、「市町村障害者生活支援事業費」に計上。
※３　基幹相談支援センター運営費（機能強化部分）は、本事業費ではなく「基幹相談支援センター機能強化補助金」の対象。

【参考】相談支援事業所における従事者の賃金（令和６年９月）
◇主任相談支援専門員：435,140円（月額）×12月＝**5,221,680円**
◇相談支援専門員　　：364,950円（月額）×12月＝**4,379,400円**
出典：令和６年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（第140表）

セルフプラン率について（令和８年３月末時点）

出典：「障害者相談支援事業の実施状況等について」（令和８年調査）

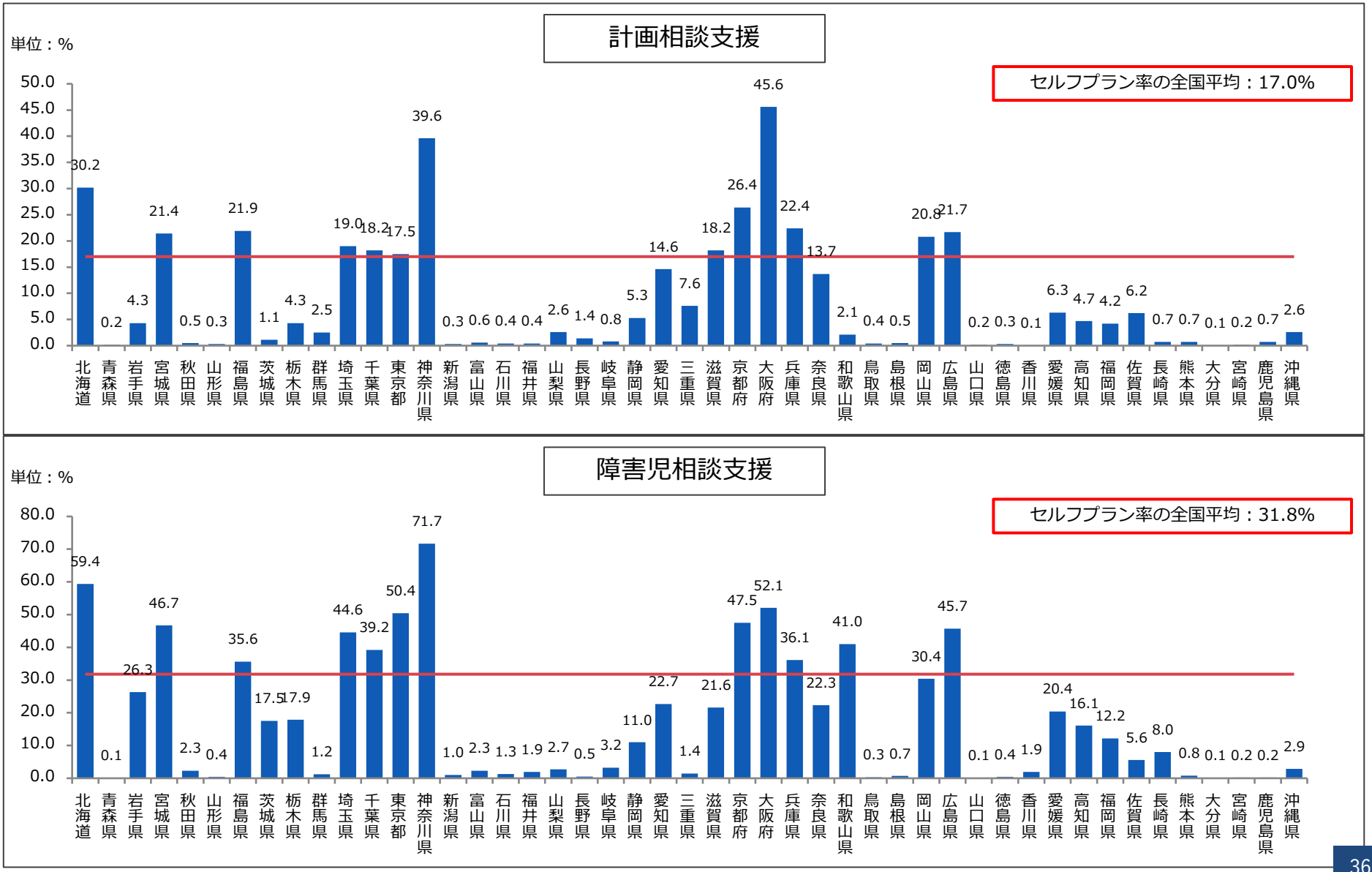

※本資料に掲載されている数値（R8.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1．現状の再確認

2．「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

3．(自立支援)協議会の活性化

4．地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの機能）

5．地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化

6．アドバイザーの活動に関する取組

7．市町村・都道府県へのご依頼事項等

5

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化･高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

※令和4年4月1日時点　1048市区町村（60%）で整備済み（全国1741市区町村）

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

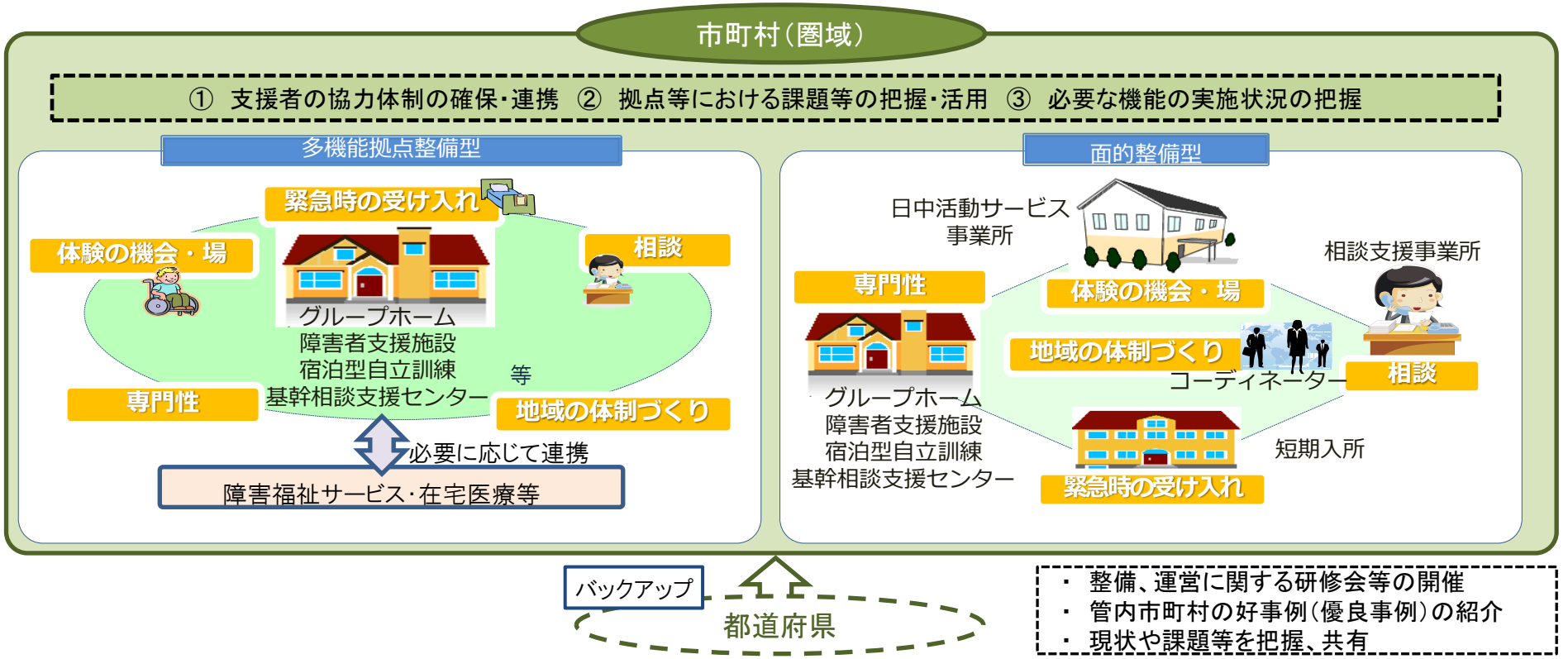

「地域生活支援拠点等の整備促進について」 （平成29年７月７日 障障発0707第1号）	総合支援法等の一部改正 （令和4年法律第104号） 令和６年４月１日施行　第77条の３	「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」 （令和６年３月29日 障障発第0329第１号）
相談 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能	一　障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業	**相談** ・平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
緊急時の受け入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能		**緊急時の受け入れ・対応** ・短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	二　関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業	**体験の機会・場** ・障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能 ・地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備
専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した　障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	三　前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業	**専門的人材の確保・養成等** ・医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成 ・その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能
地域の体制づくり 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能		

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の**障害者総合支援法第77条第３項**）】

① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保

② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等

③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

○市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
○都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

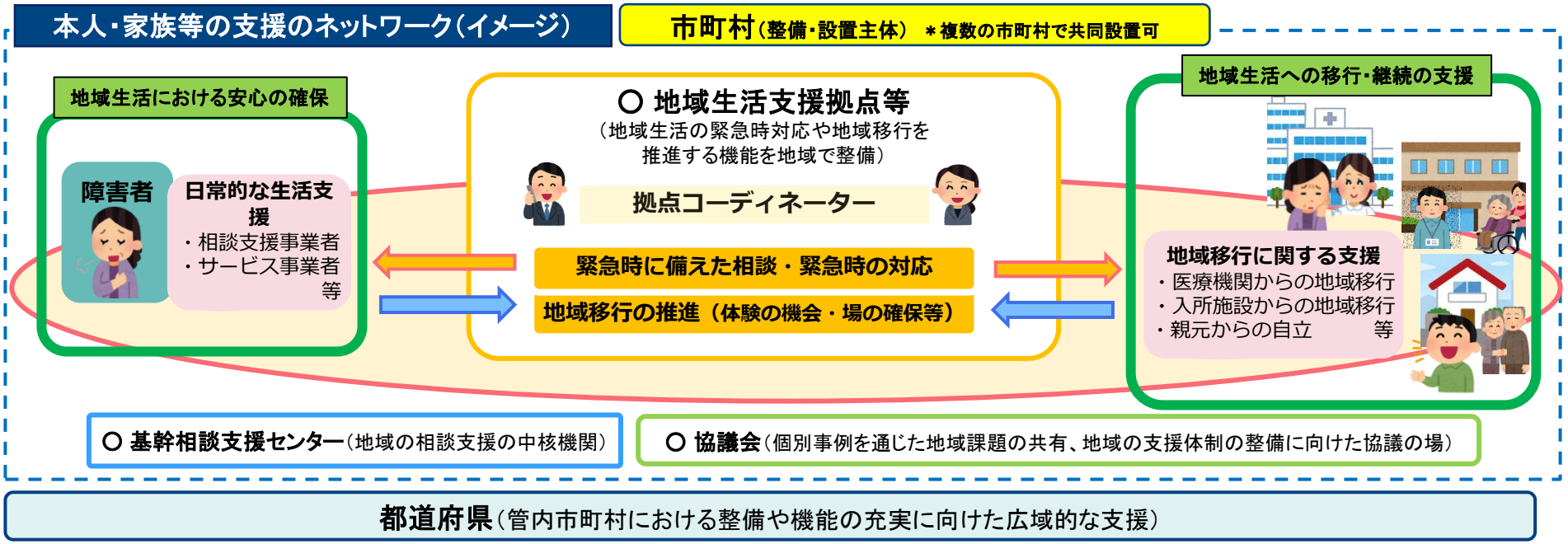

「地域生活支援拠点等の整備促進について」 （平成29年７月７日 障障発0707第1号）	総合支援法等の一部改正 （令和4年法律第104号） 令和６年４月１日施行　第77条の３	「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」 （令和６年３月29日 障障発第0329第１号）
相談 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能	一　障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業	**相談** ・平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
緊急時の受け入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能		**緊急時の受け入れ・対応** ・短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	二　関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業	**体験の機会・場** ・障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能 ・地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備
専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した　障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	三　前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業	**専門的人材の確保・養成等** ・医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成 ・その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能
地域の体制づくり 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能		

地域生活支援拠点等の機能強化について

（１）拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

【令和６年度新設】地域生活支援拠点等機能強化加算　500単位／月
＊拠点コーディネーター1名につき100回／月を上限　（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）

（２）地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等

② 緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等

③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等

④ その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

（３）専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

① 地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施（**都道府県で実施する研修等の活用も含む**）

② 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用

③ その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第３項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（１）から（４）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（１）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（２）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（３）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（４）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成 その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

緊急の事態に備えた相談と緊急事態が起きたときの対応

○「緊急事態」とは「障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う人の障害、疾病等のため障害のある本人の支援が見込めない事態等」。
○　平時から拠点コーディネーターが、障害福祉サービス事業者等間の連携体制を作っておくことにより、緊急事態が起きたときに、利用者、家族への支援をスムーズに行うことが可能となる。

【緊急の相談・対応が必要な場合の例】

○　障害のある人と同居しているご家族が、病気や事故、急用等で障害のある人の支援や介護が一時的あるいは継続的にできない状況になった時の急場の対応が必要な場合
○　障害のある人が、パニックなどによる自傷・他害・大声を上げ続けるなどの症状により、同居しているご家族ではご本人の対応が困難な状態になった場合
○　DVや虐待等により、障害のある人が家庭以外の場に避難・保護する必要がある場合
○　施設やグループホームを飛び出したため、居場所を確保する必要がある場合
○　火災等により自宅で生活することができなくなり、避難する必要がある場合
○　居所不明の障害のある人が保護され、一時的な居所の提供を依頼された場合
○　その他、緊急事態の相談・対応が必要な場合

（参考）緊急事態が起きたときの支援のイメージ

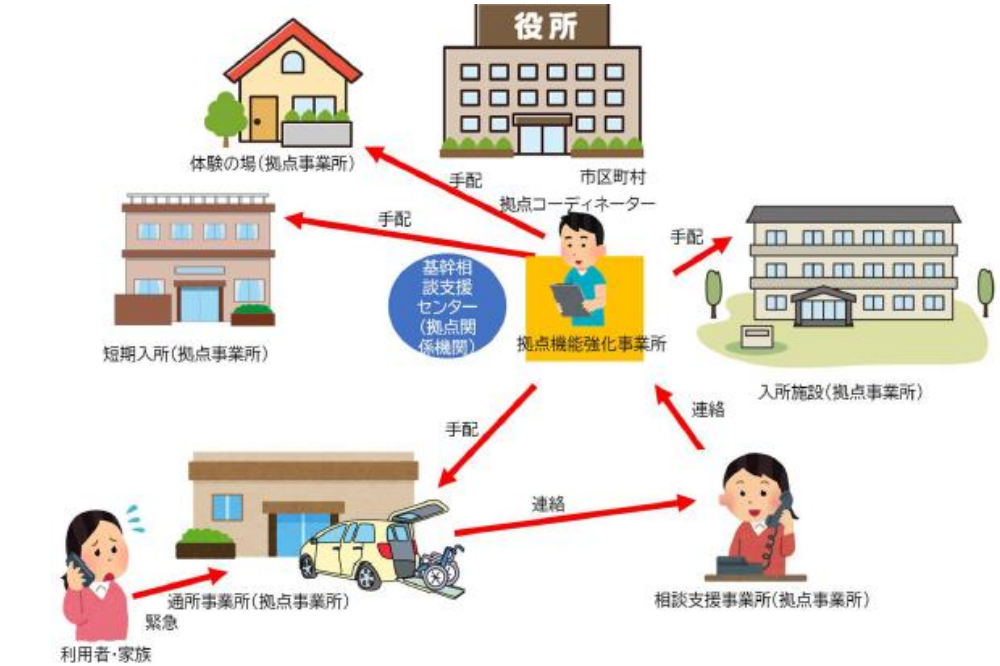

（参考）緊急事態対応のための連携づくりのイメージ

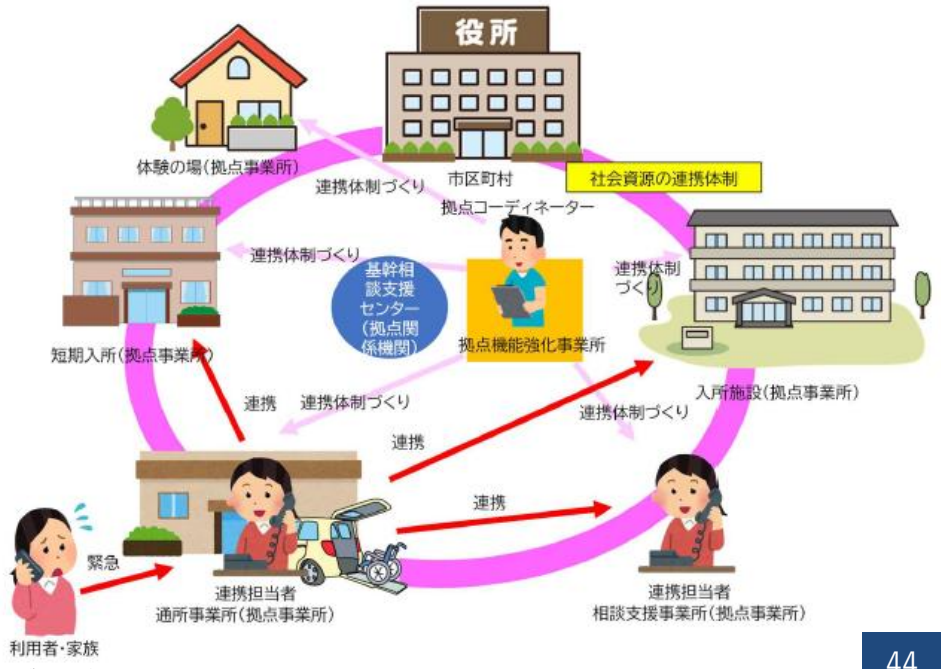

出典：地域生活支援拠点等コーディネーターガイドブック（令和５年度厚生労働科学研究補助金）より引用し、講演者が一部改変

地域生活支援拠点等機能強化加算について

○　地域生活支援拠点等機能強化加算（500単位/月）

①　「計画相談支援及び障害児相談支援（**機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る**。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供又は相互に連携して運営」

計画相談支援　**障害児相談支援**　**地域移行支援**　**地域定着支援**　**自立生活援助**

・障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者の、生活支援のニーズに合わせて支援を提供できる体制を確保するため。

＊　地域生活支援拠点等機能強化加算において、この５つのサービスの総称を「**拠点機能強化サービス**」とする。

②　「かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で１以上配置した場合。」

拠点機能強化サービス　＋　**拠点コーディネーターが常勤専従で配置されている**　＋　**市町村が地域生活支援拠点等として位置づけている**

＊　上記３点の要件を満たしている事業所を「**拠点機能強化事業所**」と称する。
＊　拠点機能強化事業所は、「**地域生活支援拠点等機能強化加算**」を算定することができる。

③　「拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等（拠点機能強化事業所）は、配置した拠点コーディネーター１人につき、合計100回／月までの算定を可能とする。」
「拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。」



拠点コーディネーターを１名配置　・・・　拠点機能強化事業所は、合計で月100/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。



拠点コーディネーターを２名配置　・・・　拠点機能強化事業所は、合計で月200/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。

＊　地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの人件費に充当することを想定している。ただし、その他拠点コーディネーターの旅費や通信費といった活動費等、拠点コーディネート機能にも活用でできる。

地域生活支援拠点等の機能強化について

（１）拠点コーディネーターの配置　～拠点コーディネーターの具体的な業務例について～

①　地域の連携体制の構築に係る業務例

- 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

②　障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- 平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- 緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。）。

③　障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④　障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

地域生活支援拠点等について　（調査時点：令和８年７月１日）

全国における地域支援拠点等を整備する自治体の割合

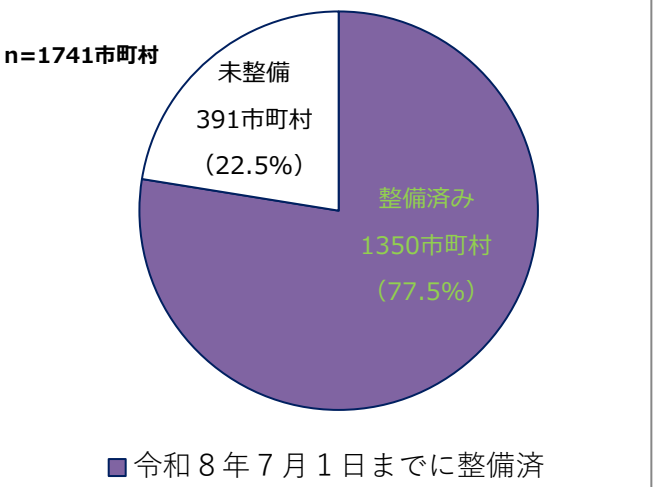

地域生活支援拠点等の整備状況（経年比較）

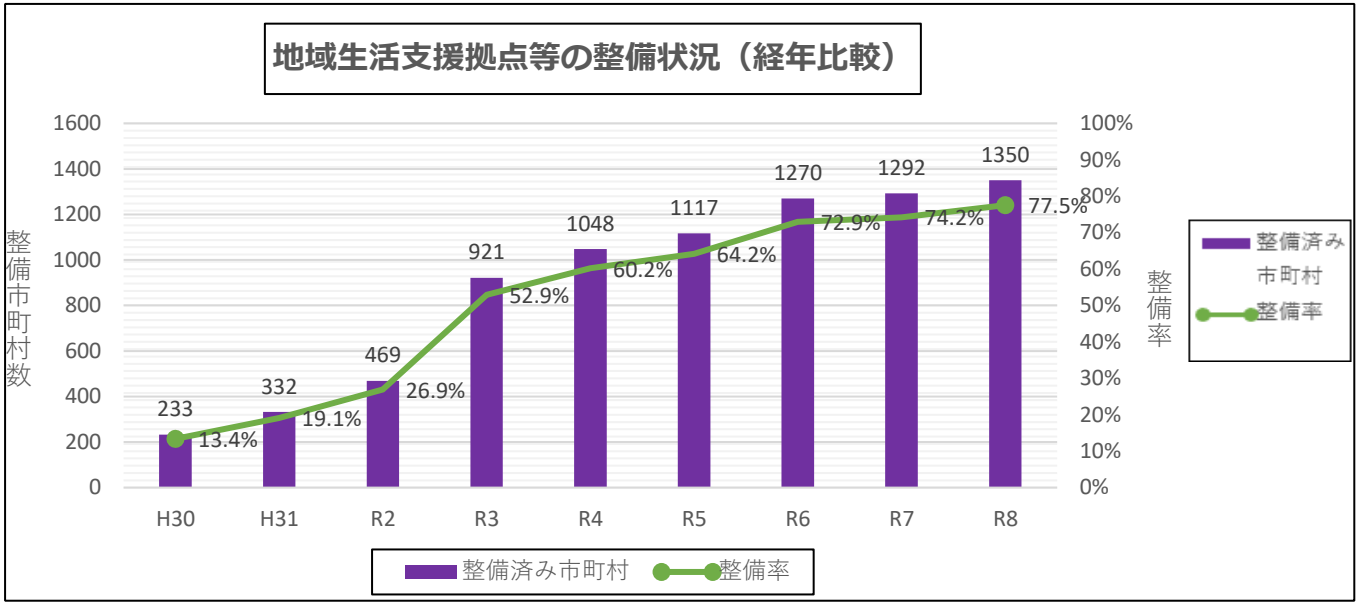

地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況（整備済みの市町村の割合）

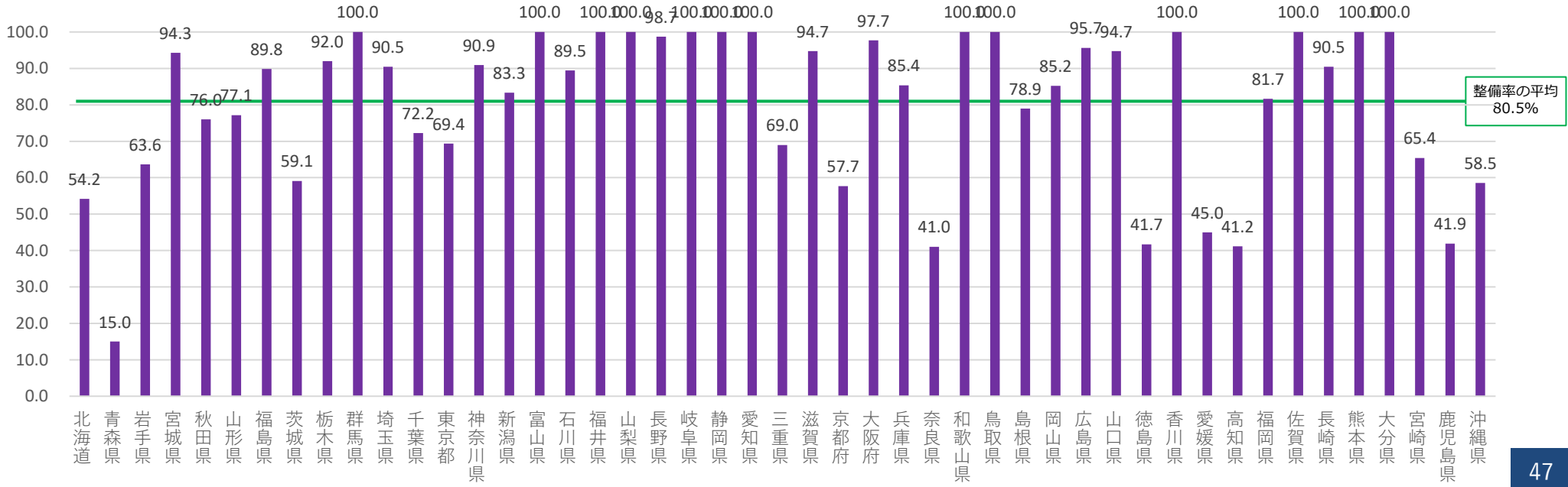

拠点コーディネーターの配置状況 （調査時点：令和８年７月１日）

拠点コーディネーターを配置する地域生活支援拠点等の数

n =902か所
※地域生活支援拠点等の実数

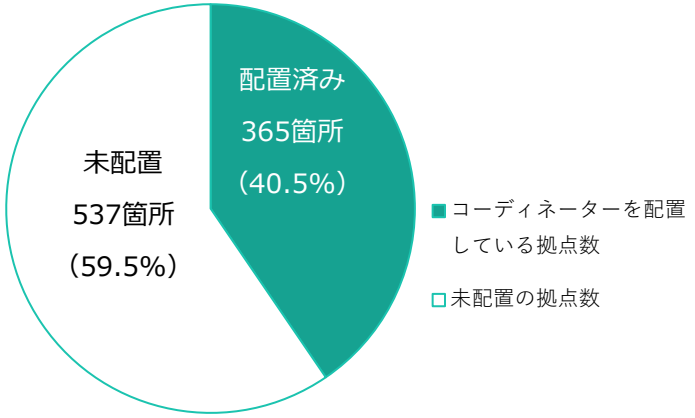

拠点コーディネーターの人数（人件費別）

n=963人
※コーディネーターを配置する地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの実人数

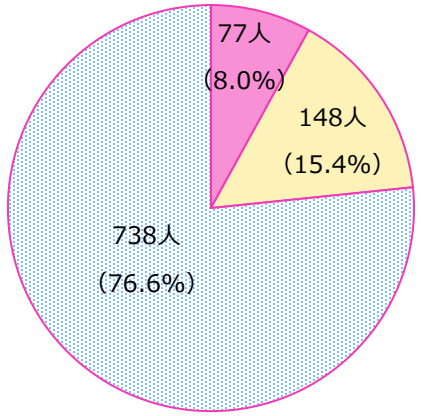

拠点コーディネーター配置数の推移

（拠点コーディネーターを配置する地域生活支援拠点等数、拠点コーディネーターの人数）

n=902か所（地域生活支援拠点等の全数）

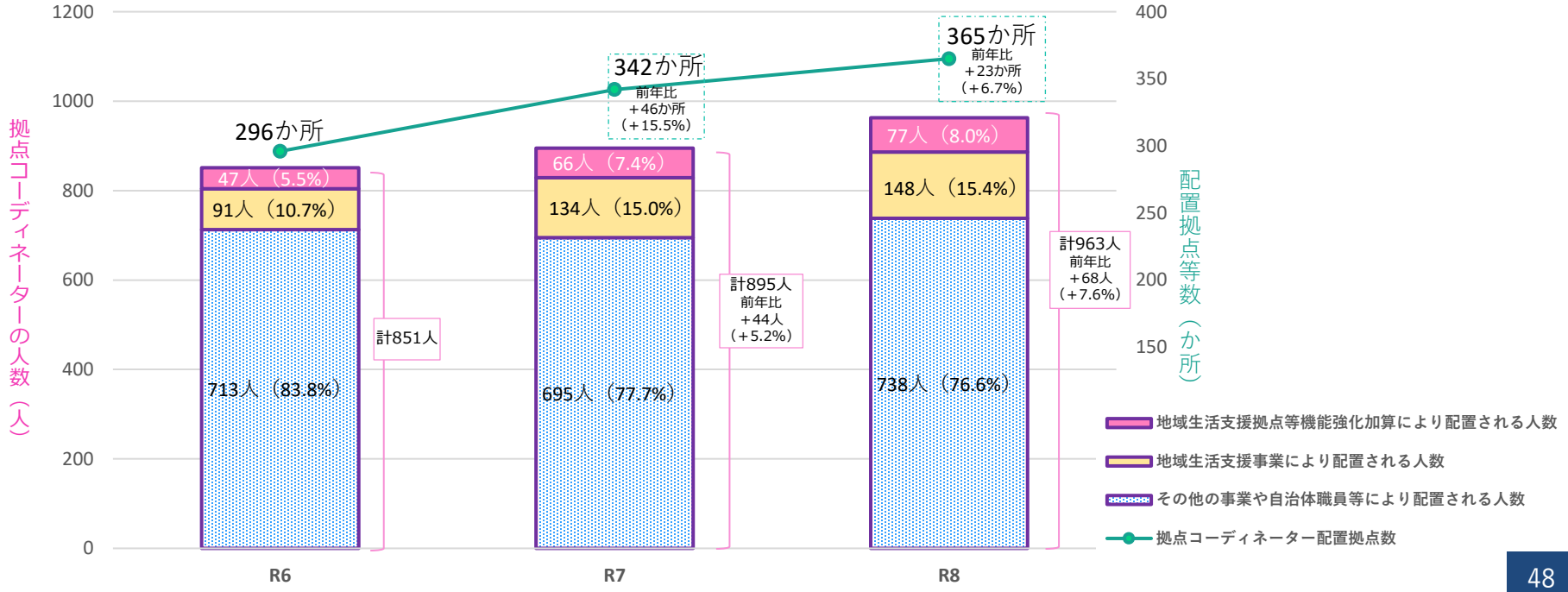

地域生活支援拠点等の人口規模ごとの整備状況（市町村及び割合）

（調査時点：令和７年７月１日） ※令和８年9月1日時点速報値

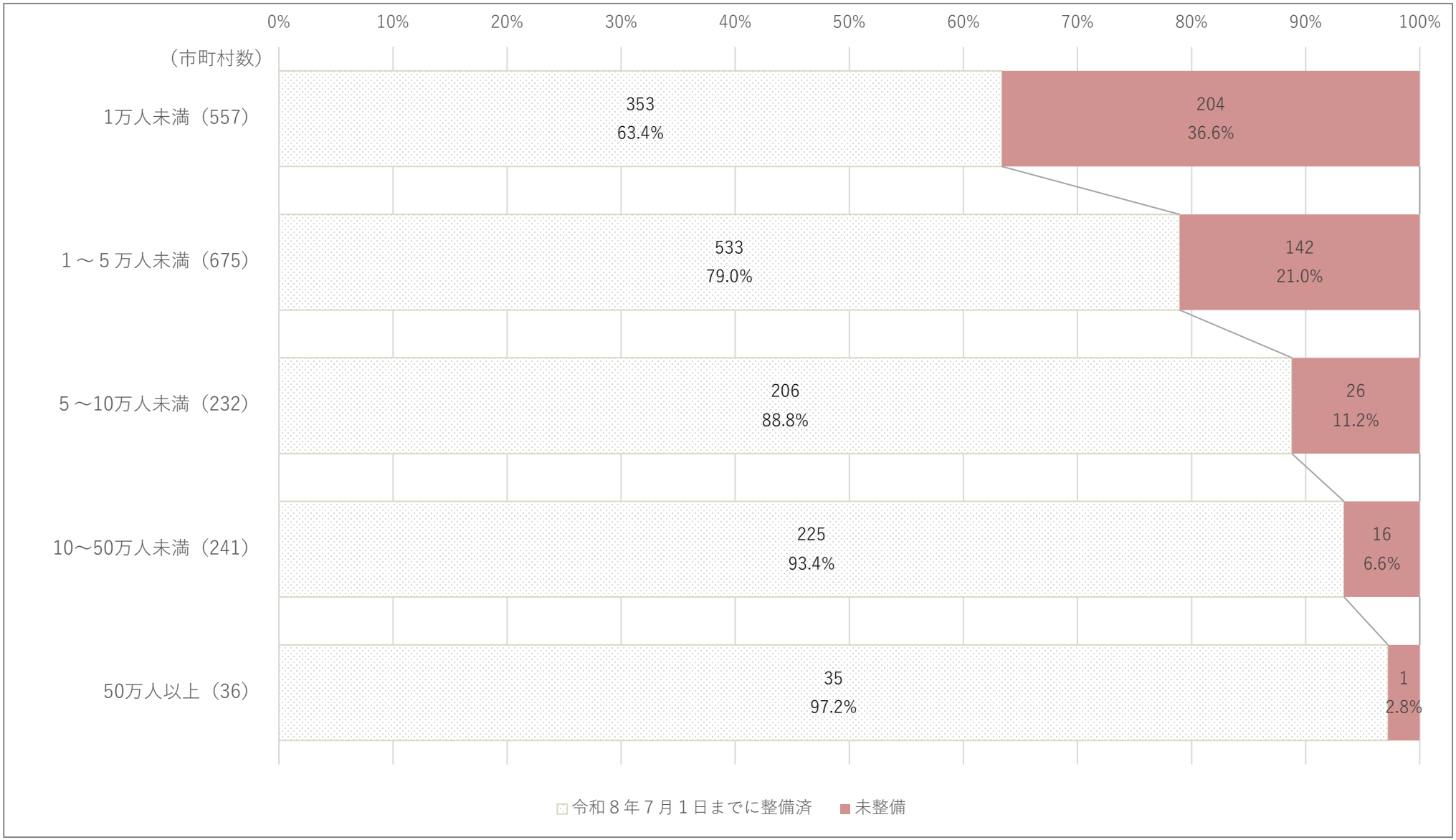

地域生活支援拠点等に位置付けられている障害福祉サービス等の種類ごとの割合

地域生活支援拠点等に位置付けられている障害福祉サービス等の種類ごとの割合をみると、回答割合が大きい順に、「計画相談支援」は 61.5%、「短期入所（併設型）」が 41.5%、「生活介護」が 34.4%、「就労継続支援（B 型）」が 28.1%の自治体が位置付けているとの結果であった（図表 17）

図表 17　地域生活支援拠点等に位置付けられている障害福祉サービス等の種類ごとの割合（n=491）

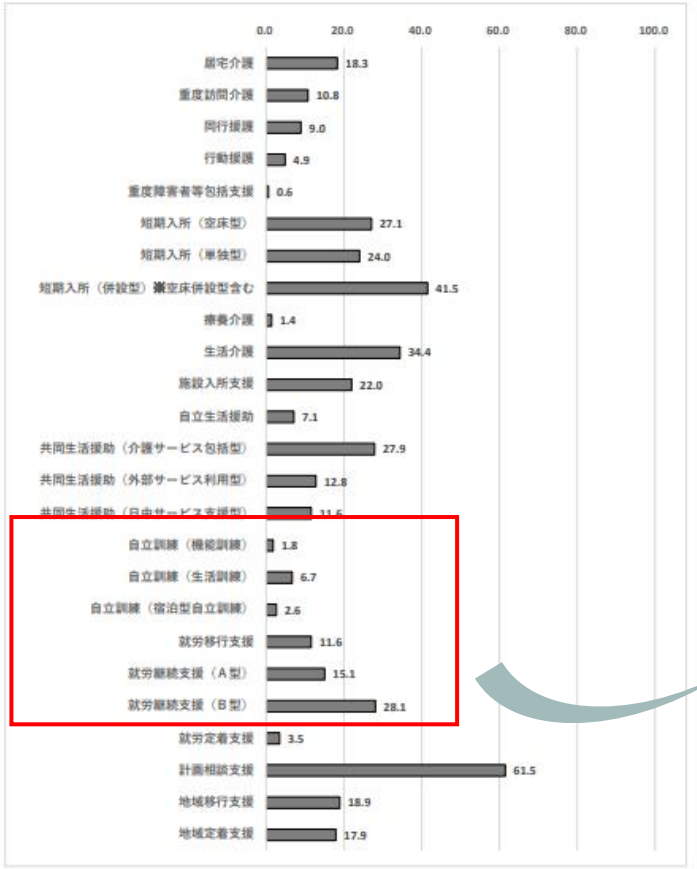

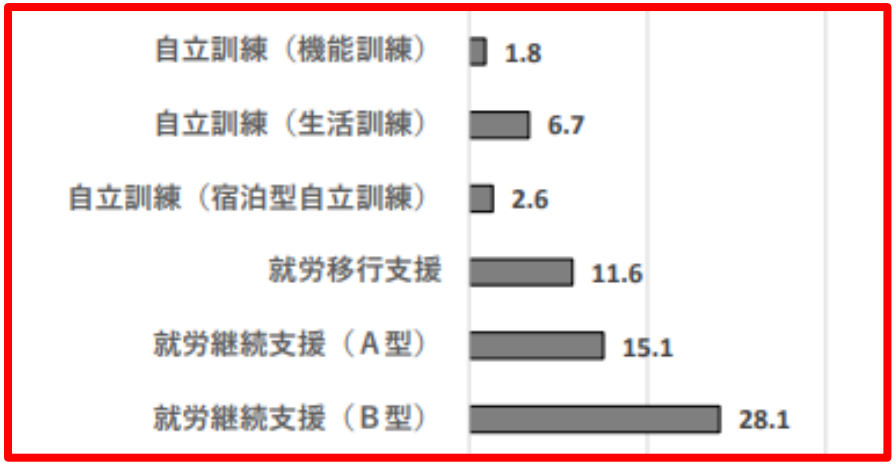

＊　質問紙では、各障害福祉サービス等の種類について、位置づけている箇所数について尋ねている。
　本集計では、箇所数の回答が当該障害福祉サービス等の種類について、１以上と回答している場合、当該自治体において、当該障害福祉サービス等を地域生活支援拠点等と位置付けていると判断して、カウントしている。

PwCコンサルティング合同会社

地域生活支援拠点等の機能強化（加算について①）

平成30年度 障害福祉報酬改定

【相談機能の強化】

○ 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。

・ 地域生活支援拠点等相談強化加算　　700単位／回（月４回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

○ 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。

・ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）　120単位／日　→　180単位／日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

○ 日中活動系サービスの体験利用加算を引上げ。

・ 地域移行支援サービスの体験利用加算　300単位／日　→　500単位／日（初日から５日目まで）
＋50単位／日　　※ 地域生活支援拠点等の場合　等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

○ 生活介護に重度障害者支援加算を創設。

・ 重度障害者支援加算　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置　7単位／日（体制加算）等

【地域の体制づくりの機能の強化】

○ 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。

・ 地域体制強化共同支援加算　2,000単位／月（月１回限度）



令和３年度 障害福祉報酬改定

緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

○ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援　＋50単位／回　※地域生活支援拠点等の場合

○ 自立生活援助、地域定着支援
＋50単位／日　※地域生活支援拠点等の場合

・緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合、更に＋50単位を上乗せ。

緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入れに限らない）。

【新設】

○ 短期入所　＋100単位／日　※地域生活支援拠点等の場合

・短期入所のサービス利用の開始日に加算。

地域生活支援拠点等の機能の充実（加算について②）　令和６年度 障害福祉報酬改定

○　障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

①　情報連携等のコーディネート機能の評価

○　地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算　**500単位／月**　＊拠点コーディネーター1名につき100回／月を上限
（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）

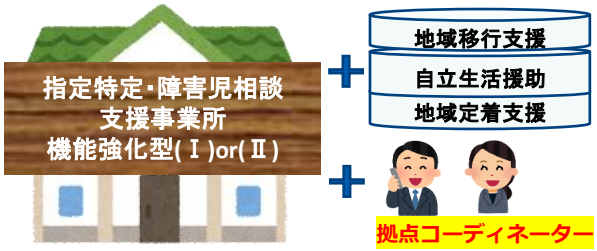

②　緊急時の重度障害者の受入機能の充実

○　地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス　緊急時受入加算　**100単位／日**

○　地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位／日　＊拠点位置づけのみ　【見直し後】短期入所（加算）**200単位／日**　＊連携調整者配置

※地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③　地域移行に向けた動機付け支援に係る評価



○　地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。　（１月に３回を限度）

【新設】施設入所支援　地域移行促進加算（Ⅱ）　**60単位／日**

障害者の地域生活への移行・地域生活支援の充実・強化

○　地域生活を支援するため、**地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援**の提供体制や**地域生活支援拠点等**の整備を推進

（参考）地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）

精神科病院・入所施設等	グループホーム等	民間賃貸住宅等	
地域移行支援	**共同生活援助 宿泊型自立訓練**	**自立生活援助**	**地域定着支援**
【初期】 ○計画作成 ○訪問相談、情報提供 【中期】 ○訪問相談 ○同行支援 ○日中活動の体験利用 【終期】 ○住居の確保等 ○同行支援 ○関係機関調整	○共同生活を営む住居で食事等の介護や日常生活上の援助を提供 ○一定期間、宿泊による生活訓練等を実施	○定期訪問による生活状況のモニタリング、助言 ○随時訪問、随時対応による相談援助 ○近隣住民との関係構築など、インフォーマルを含めた生活環境の整備	○居宅で単身等で生活する者との常時の連絡体制の確保 ○緊急訪問、緊急対応











地域移行の推進
（体験の機会・場の確保等）

✓　入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、そのための相談・情報提供、関係機関との連携・調整等

地域生活支援拠点等
（地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備）



拠点コーディネーター



地域の連携体制の構築
障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援
障害福祉サービス等の利用者への緊急時対応
障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援

緊急時に備えた
相談・緊急時の対応

✓　居宅で生活する障害者等の障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。

✓　緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和８年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号）抜粋

障害者の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実させるため、**令和11年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し**（複数市町村による共同整備を含む。）、**当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とする**ことを基本とする。

また、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進める観点から、これらの**地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること**並びに年１回以上、支援の実績等と踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討することを基本とする。

4. 成果目標（計画期間が終了する令和11年度末の目標）

⑤ 地域生活支援の充実

・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと

・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

令和８年度　障害者総合福祉推進事業　課題番号１５

地域生活支援拠点等における機能の評価指標及び拠点コーディネーターの養成に係る調査研究

地域生活支援拠点等の機能の充実、拠点コーディネーターの配置促進、および人材育成を進めていくことを目的に、①市町村が活用できる評価指標を作成するとともに、②地域生活支援拠点等に関わる人材を対象としたモデル研修を実施し、研修教材（カリキュラム・シラバス含む）を完成させる。

背景

地域生活支援拠点等（以下、拠点等。）は、第６期障害福祉計画以降、機能の充実のため年１回以上運用状況を検証及び検討するとされていたが、令和５年度の実績では、拠点等を整備した1,195市町村の内、検証及び検討を実施したと回答した自治体は769市町村に留まった。第８期障害福祉計画においても年１回以上、支援の実績等を踏まえた、地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況等について検証及び検討することとしている。

⇨ 市町村が検証及び検討に活用できる評価指標の開発が必要な状況である。

社会保障審議会障害者部会報告書（令和４年６月）において、「（中略）拠点等にこうした役割を担うコーディネーターについて 、その必置化を求める意見があったことも踏まえ、配置の促進やスキルアップや養成に向けた方策を検討すべきである。」とされた。加えて、令和４年障害者総合支援法改正の附帯決議においても「（中略）拠点等の役割の明確化や機能強化、拠点コーディネーターの役割や配置の促進など地域移行を効果的、計画的に推進するための方策について検討し、必要な措置を講ずること」とされている。 こうした背景から、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、拠点コーディネーターの配置を促進する目的で地域生活支援拠点等機能強化加算が創設された。

今後は拠点コーディネーターの配置促進と併せて、拠点の整備や機能の充実を進めるために、関係者全体で地域生活支援拠点等に関わる役割・機能への理解を深めることが求められる。

目的

地域生活支援拠点等の機能の充実、拠点コーディネーターの配置促進、および人材育成を進めていくことを目的に、以下の２点を実施する。地域生活支援拠点等の機能の充実のため市町村で実施されている検証及び検討の実態把握、および評価指標の策定を行う。地域生活支援拠点等に関わる人材を対象としたモデル研修を実施し、拠点の役割・活動等への理解を深めるための研修教材（カリキュラム・シラバス含む）を完成させる。モデル研修の実施に向けては、研修講師からなるワーキンググループを組成し、研修教材の作成及び研修実施等については、ワーキンググループを中心に行う。

検討委員

委員 (敬称略)	所属・役職
岩上　洋一	全国地域で暮らそうネットワーク　代表理事
大村　美保	筑波大学　人間系　助教
岡部　正文	社会福祉法人ソラティオ　理事長
小野　剛一	柏市　福祉部　障害福祉課　課長補佐
加藤　恵	半田市障がい者相談支援センター　センター長
曽根　直樹（座長）	日本社会事業大学　社会事業研究所　客員教授
水流　源彦	全国地域生活支援ネットワーク　理事長
野口　直樹	社会福祉法人高水福祉会　理事長
橋詰　正	上小圏域基幹相談支援センター　所長
兵頭　淳吾	千葉県　健康福祉部　障害福祉課　地域生活支援班　班長
吉澤　久美子	埼葛北地区基幹相談支援センタートロンコ　センター長

ワーキング

委員 (敬称略)	所属・役職
岡部　正文	社会福祉法人ソラティオ　理事長
加藤　恵	半田市障がい者相談支援センター　センター長
曽根　直樹（座長）	日本社会事業大学社会事業研究所　客員教授
橋詰　正	上小圏域基幹相談支援センター　所長
玉虫　信貴	埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバ　コーディネーター

障害保健福祉施策と住宅施策との連携の推進

○　**障害のある人の地域生活は**、住まいの確保のみで継続できるものではなく、入居前の相談支援、入居後の見守り、緊急対応、権利擁護、医療・介護などの**関係分野が連携した支援体制の構築が不可欠**。

○　このため、 改正住宅セーフティネット法に基づき、**障害者を対象とした相談支援や地域生活支援に関する取組と住宅施策との有機的な連携を推進**。

○　その際、「居住支援協議会」や「（自立支援）協議会」等の「つながりの場」を活用しながら、地域の住宅関係者、福祉関係者、行政等による顔の見える関係作りを進めるとともに、個別事例を通じた連携の積み重ねにより、地域で生活する障害者を支える体制の充実を図っていくことが重要。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針　抜粋

（令和８年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号）

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助（障害者総合支援法第5条第17項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。）、地域移行支援（同条第21項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。）及び地域定着支援（同条第22項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。）、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行の促進、安定した地域生活の継続を進める。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第59条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）**との連携を推進する**。また、**住宅部局とともに、居住支援協議会**（住宅セーフティネット法第81条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）**に参画**することを通じて、**居住サポート住宅**（住宅セーフティネット法第40条第2項第2号に規定する居住安定援助賃貸住宅をいう。）**等も活用**し、希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。

住宅セーフティネット制度の見直しの背景・必要性

背景・必要性

○ 単身世帯の増加※、持家率の低下等により要配慮者の**賃貸住宅**への円滑な入居に対する**ニーズが高まる**ことが想定される。

※ 単身高齢者世帯は、2030年に900万世帯に迫る見通し。

○ **単身高齢者などの要配慮者に対しては、大家の拒否感が大きい。**これは、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安が背景にある。他方、民間賃貸住宅の空き室※は一定数存在。

※ 全国の空き家 約900万戸、うち賃貸用は約443万戸
（2023年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計（速報集計））

○ 改正住宅セーフティネット法(平成29年)施行後、全国で**800**を超える**居住支援法人**※が指定され、地域の**居住支援の担い手は着実に増加**。

※ 要配慮者の入居支援（物件の紹介等）、入居後の見守りや相談等を行う法人（都道府県知事指定）

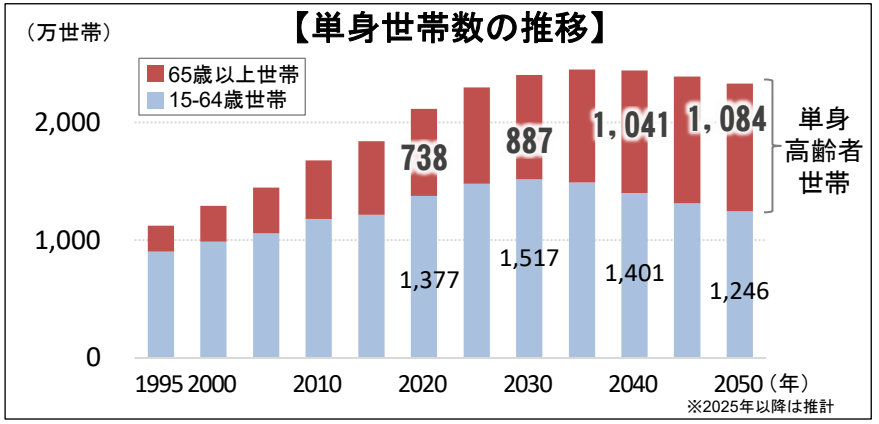

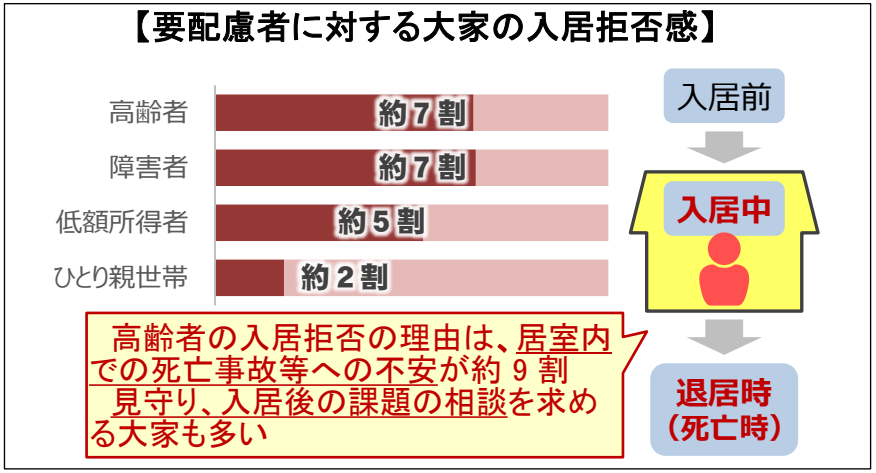

1. 大家・要配慮者の双方が安心して利用できる**市場環境（円滑な民間賃貸契約）**の整備
2. 居住支援法人等を活用し、**入居中サポートを行う賃貸住宅**の供給を促進
3. **住宅施策と福祉施策が連携**した**地域の居住支援体制**の強化

※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律」の公布時点の資料

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律

［令和6年5月30日成立、同年6月5日公布、令和7年10月1日施行］

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

○ 終身建物賃貸借(※)の利用促進

※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する（相続人に相続されない）賃貸借

・終身建物賃貸借の**認可手続を簡素化**（住宅ごとの認可から**事業者の認可へ**）

○ 居住支援法人による残置物処理の推進

・入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人の業務**に、入居者からの委託に基づく**残置物処理を追加**

○ 家賃債務保証業者の認定制度の創設

・**要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**（認定保証業者）を国土交通大臣が**認定**

⇒（独）**住宅金融支援機構**の家賃債務保証**保険**による要配慮者への**保証リスクの低減**

○ 居住サポート住宅による大家の不安軽減（2. 参照）

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

○ 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設

※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」

・**居住支援法人**等が、要配慮者のニーズに応じて、**安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ**を行う住宅（**居住サポート住宅**）の供給を促進（**市区町村長**（**福祉事務所設置**）等が**認定**）

⇒ 生活保護受給者が入居する場合、**住宅扶助費**（**家賃**）について**代理納付**(※)を**原則化**

※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う

⇒ 入居する要配慮者は**認定保証業者**（1.参照）が**家賃債務保証**を**原則引受け**

＜居住サポート住宅のイメージ＞

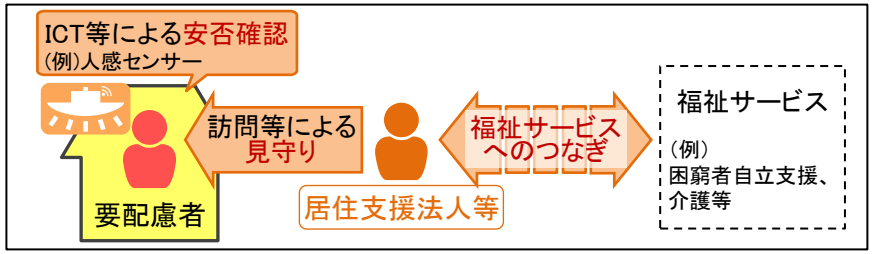

3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

○ 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

○ **市区町村**による**居住支援協議会**(※)設置を**促進**（努力義務化）し、住まいに関する**相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における**総合的・包括的な**居住支援体制**の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

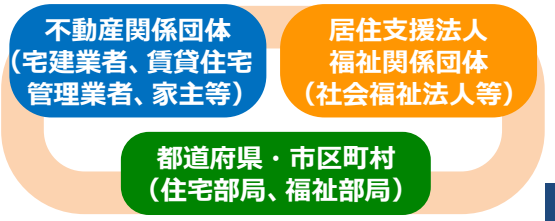

住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

国土交通省と厚生労働省の共管

【住宅セーフティネット法】

国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

市区町村による居住支援協議会設置の促進（国土交通省・厚生労働省が共同して推進）

市区町村による**居住支援協議会**※設置を**促進**（努力義務化）し、住まいに関する**相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における**総合的・包括的な**居住支援体制**の整備を推進。

※ 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体
※ 令和7年3月に協議会設立の手引きを改定
※ 準備段階から地域の関係者で話し合いつつ段階的に進めることが重要

【現在（R8.3末）の居住支援協議会設置状況】
184協議会（全都道府県、149市区町村）

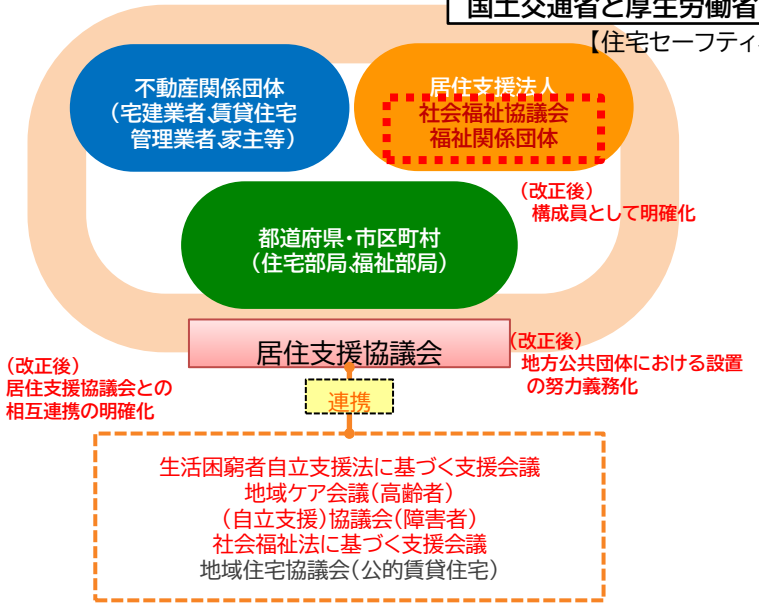

居住支援協議会は、地域の居住支援体制の整備を進める「つながりの場」

・「地域の居住支援体制」とは、「居住支援」に関する課題について、必要なときに関係機関・団体等と連絡・相談し、互いの得意分野・専門分野を活用することで、適切な支援と課題の解決を円滑に進めることができる仕組みである。
・このため「居住支援協議会」は、関係機関・団体等が継続的に連携・協働しながら地域の資源をつなぎ、総合的・包括的な地域の居住支援体制の整備を進める「つながりの場」と言える。



＝

地域の居住支援体制の整備を進める「つながりの場」

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

6

1．現状の再確認

2．「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

3．(自立支援)協議会の活性化

4．地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの機能）

5．地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化

6．アドバイザーの活動に関する取組

7．市町村・都道府県へのご依頼事項等

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県相談支援体制整備事業

地域生活支援事業

目的

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

業務内容

都道府県



アドバイザー

○ 地域における相談支援体制整備について実績を有する者

○相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者

○社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

（ア） 地域の相談支援体制の整備及び相談支援専門員等のネットワーク構築に向けた指導、調整

（イ） 基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助言や技術的指導

（ウ） 協議会の設置及び運営並びに活性化に向けた事業等
（地域における専門的システムの構築等の支援や地域の社会資源（インフォーマルなものを含む。）の点検、開発に関する援助等を含む）

（エ） 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援や助言等
（基幹相談支援センターの広域での設置・整備に向けた調整等の支援、離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための支援を含む）

（オ） 相談支援従事者のスキルアップや地域のOJT指導者養成に向けた研修会等の開催

（カ） 都道府県が設置する協議会（以下、「都道府県協議会」という。）の効果的な運営や活性化に向けた取組の実施
（例：都道府県と協働して都道府県協議会の事務局を担う業務）



広域・複数圏域にまたがる体制整備等

基幹相談支援センター



留意事項

（ア） 都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言等の援助を行うものとされていることを踏まえ、小規模な市町村等、相談支援の体制整備が進んでいない市町村等に対して必要な支援を行うこと。

（イ） 都道府県協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

都道府県相談支援体制整備事業（実施状況）

【都道府県相談支援体制整備事業】

都道府県相談支援体制整備事業の実施状況

（都道府県数＝47）

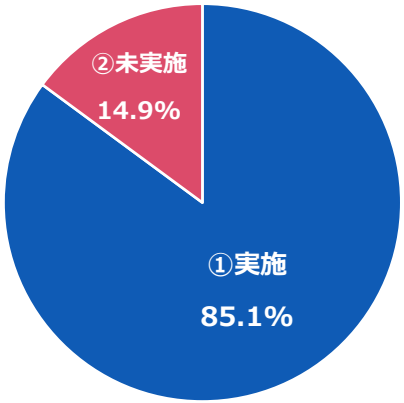

都道府県相談支援体制整備事業の具体的な業務内容

（実施都道府県数＝40、複数回答）

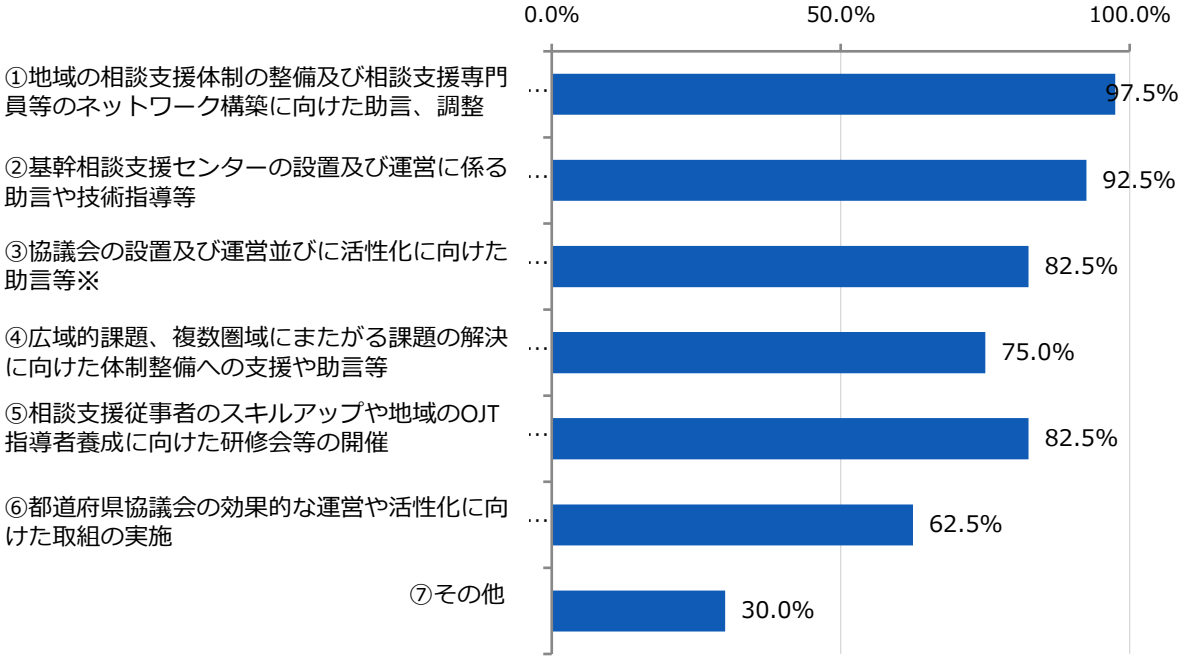

※地域における専門的支援システムの構築等の支援や地域の社会資源（インフォーマルなものを含む。）の点検、開発に関する援助等を含む。

○上図のとおり、40の都道府県において実施している

○右図のとおり、相談支援体制の整備等に向けた助言、調整や基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助言や技術指導等を実施している

○留意事項：都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

出典：障害者相談支援事業の実施状況等について（令和８年調査）

※本資料に掲載されている数値（R8.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業
（アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業）

地域生活支援事業（促進事業）

令和８年度当初予算　地域生活支援費等事業費補助金（地域生活支援促進事業）20百万円（20百万円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

○　障害者総合支援法の改正により、令和６年４月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は６割程度にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。

○　同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

・　都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。

※　令和８年度まで３年間の時限的な実施を想定（各年とも、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県１０件程度）

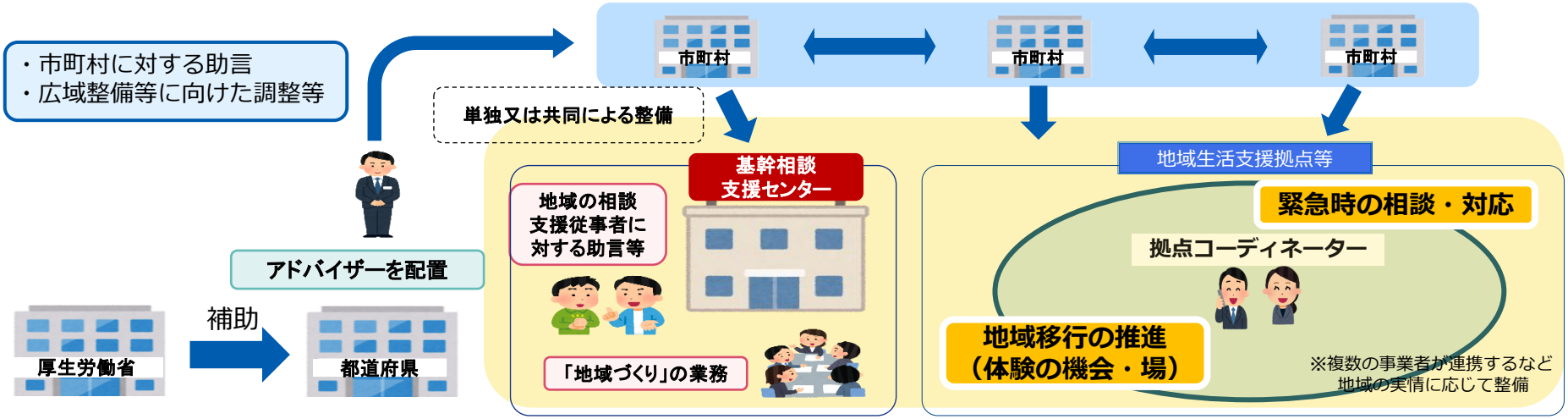

3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県　◆ 補 助 率 ：国１／２、都道府県１／２

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業
（アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業）　（令和７年度の取組）

事業の進め方

国と都道府県及び都道府県担当者間の情報共有の場として、11月と翌年３月の計２回意見交換会を開催。
また、12月時点の各都道府県の取組状況について中間報告書や最終報告書を提出いただき、他の都道府県の参考となるよう、それらをHPに掲載し横展開した。　掲載先（厚労省HP）：　001699108.pdf　※P193以降

	基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等
福島県	・基幹相談支援センター連絡会 ・市町村担当者及び相談支援専門員研修会 ・相談支援専門員スキルアップ研修会	・アドバイザー連絡会議 ・アドバイザー派遣 ・自立支援協議会地域生活支援部会委員派遣、コーディネーター派遣
東京都	・区市町村の状況調査（設置状況など）の実施 ・アドバイザー派遣（９自治体） ➡　設置率　23区100%、市部73.1%、町村部は15.4%、都全体で71.0%	・区市町村に地域生活支援拠点連携強化事業説明会 ➡令和７年度連携強化事業は１１自治体を補助
神奈川県	・基幹相談支援センター連絡会 ・各障害保健福祉圏域協議会助言 ・地域課題調査 ・自治体ヒアリング（アドバーザー同行）	・地域課題調査
新潟県	・市町村等担当者会議の開催（２回/年） ・相談支援拠点事業・専門アドバイザー派遣事業の実施 （専門アドバイザーを派遣し、地域で対応困難な事例への助言や地域ネットワーク構築に向けた調整等） ・市町村・圏域ヒアリング（22件） 基幹相談支援センターについて　R８設置予定１か所。R９設置予定２か所。	

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業
（アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業）　（令和７年度の取組）

	基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等
福井県	・未設置自治体へのアドバイザー派遣 ・基幹・委託・行政等連絡協議会 ・アドバイザー派遣 ➡　＋１（設置数11→12　70.6%）	・面的整備に向けたアドバイザー派遣 ・ネットワーク連絡会の開催 ➡＋１（13→14　82.4%）
高知県	・市町村への個別支援 ・設置以降調査 ・市町村向け研修会 ・市町村への個別支援（伴走支援） ・今後は市町村を巻き込む形でアドバーザー活動を企画していく。 ➡新に３か所設置（R７:１　R８:２）	・市町村への個別支援（２町） ・市町村向け研修会 ・市町村への個別支援（単独・広域） ・整備意向調査 ➡新に１か所設置（R８）
熊本県	・設置済み市町村への調査 ・未設置市町村への個別訪問・意見交換 ・基幹相談支援センター連絡会 ➡プッシュ型によりアドバイザーと訪問	・拠点等整備状況詳細調査 ・市町村との個別の意見交換（４市町） ・アドバイザーによる助言を実施
沖縄県	・協議会ワーキングやアドバイザー連絡会議の場での課題整理 ・市町村アンケート実施 成果：30市町村設置 ➡令和８年４月１日時点で新たに４市町村が設置見込み（計30/41市町村）	・協議会ワーキングで研修会（自治体及び関係者向け）の内容の検討 ・市町村アンケート実施 成果：24市町村整備 ➡令和８年度に４市町村が整備見込み

※本事業における最終報告書に基づいた記載

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

7

1．現状の再確認

2．「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

3．(自立支援)協議会の活性化

4．地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの機能）

5．地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化

6．アドバイザーの活動に関する取組

7．市町村・都道府県へのご依頼事項等

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

市町村・都道府県へのご依頼事項

市町村・都道府県の皆様に特に取り組んでいただきたい事項

市町村　※一部都道府県含む

☑ **基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・（自立支援）協議会の体制整備・機能強化**

各市町村において、地域生活の支援体制の整備び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備とともに、強化を図る体制を確保するための取組を加速していただきたい。

なお、基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等を設置・整備するまでの間においても、各市町村において地域生活支援体制の強化に努めていただきたい。

加えて、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保いただきたい。

☑ **「地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践（大切にしたい３１のチェック項目）の活用」**

本日の研修を踏まえ、地域生活支援体制を充実させるために自分たちは何が必要であるか、という点について、まずは関係機関の方と話し合う場を設けていただきたい。その際、関係者間でチェックした結果を見ながら、現時点の取組状況を確認しあい、その上で、次のステップに向かうための議論のきっかけづくりに使用いただくなど、本チェックリストを有効かつ継続的に活用いただきたい。

☑ **第8期障害福祉計画策定への反映**

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、相談支援体制の充実強化や地域生活支援の充実に向けた計画策定をお願いする。なお、障害福祉計画の策定にあたっては、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聴くよう努めなければならない（法88条第９項、89条第７項）とあることから、協議会での意見も踏まえ、当該市町村の区域の状況を勘案して作成するように努めていただきたい。

市町村・都道府県へのご依頼事項

都道府県

☑ 管内市町村向けの研修の開催

昨年度に引き続き、継続して取り組みをお願いしたい。特にオンライン研修に参加していない市町村へのフォローアップについて注力いただきたい。なお、管内向市町村向けの研修内容については、本日の研修内容や、既に研修を意欲的に実施している他の都道府県（事例報告いただいた都道府県）などの状況も十分に踏まえたものとし、管内市町村が各種取組を進める上で有意義なものとなるよう創意工夫をお願いしたい。

☑ アドバイザーに関する取組の強化

自治体の事例紹介にもあるとおり、「地域生活支援体制整備の取り組みの充実度」と「アドバイザーの活動の活性化」は相関関係が大きいと考えられる。このような傾向やP77、P78の資料も参考に「基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」（注）等も活用しながら地域生活支援体制の充実に向けて取り組んでいただきたい。

☑ 障害福祉計画の策定過程における確認

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障害者の地域生活支援の充実や相談支援体制の充実・強化等について適切な成果目標の設定を行うこと。

新規

のぞまないセルフプラン解消総合支援事業

令和９年度概算要求額　61,793千円（－千円）　()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画の基本指針において、のぞまないセルフプランの解消に向けた相談支援体制を確保することが明記されたことを踏まえ、都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行いながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた相談支援体制を確保する

2 事業の概要・スキーム

○国は、以下の取組を実施する。
（１）のぞまないセルフプランの現状及び課題についての詳細な調査分析、のぞまないセルフプランの解消に取り組んでいる好事例の整理
（２）（１）の調査結果も踏まえ、セルフプランの利用者支援の検討・検証も行う基幹相談支援センターの効果的な運営や設置促進、セルフプラン解消等のために、国と自治体間での意見交換や情報共有のためのブロック会議の開催
（３）基幹相談支援センター未設置の市町村からの相談に応じ、設置に向けた助言・指導等の実施
（４）のぞまないセルフプラン解消に向けた人材育成

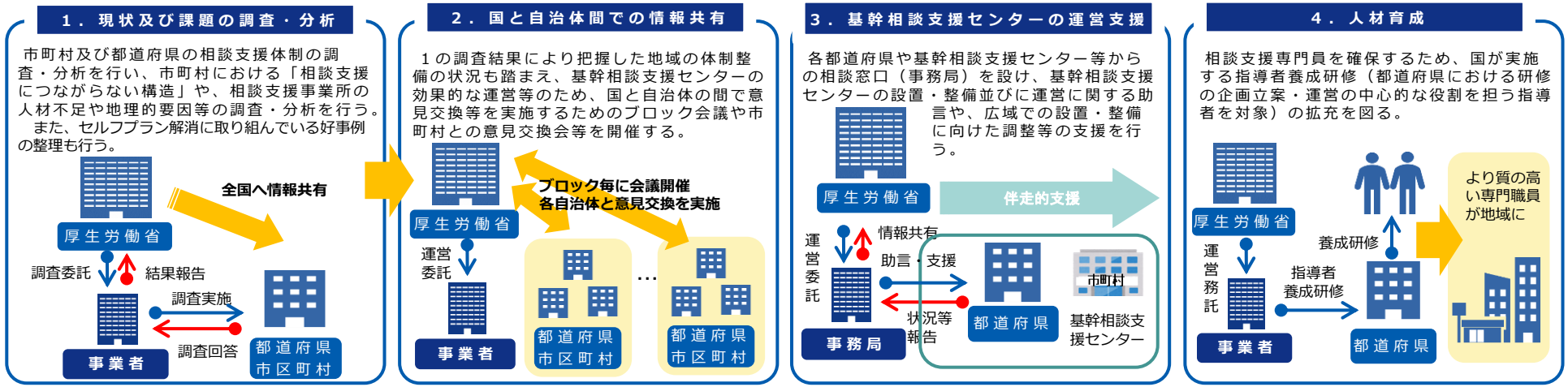

※　令和11年度まで３年間の時限的な実施を想定

3 実施主体等

◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）